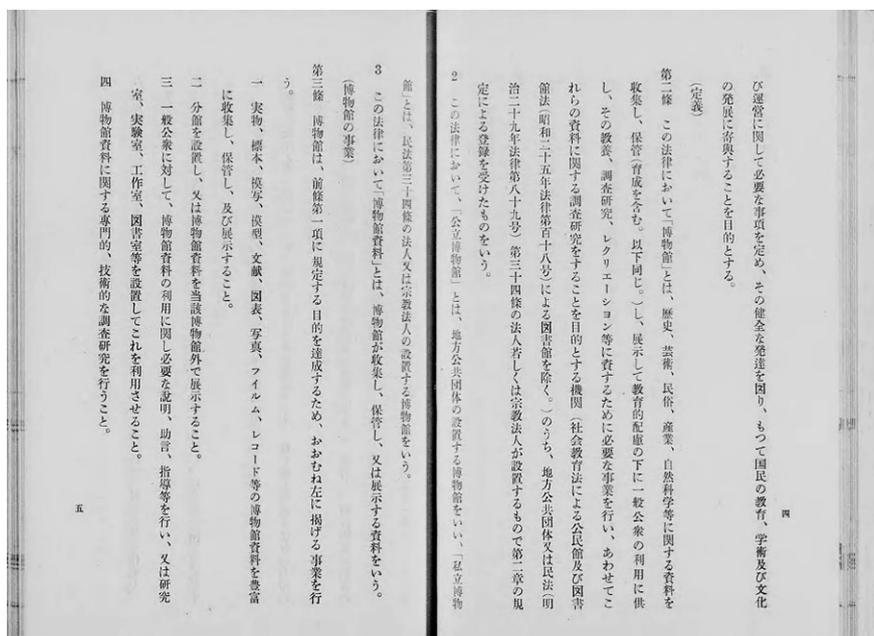


ミュージアム多摩

No.45

特集 どうなる?どうする?博物館法改正



『博物館法』「第三條 (博物館の事業)」(左ページ)

(出典:国立公文書館所蔵「博物館法・御署名原本・昭和二十六年・法律第二八五号」)

2024.3

東京都三多摩公立博物館協議会

目次

【特集】 どうなる？どうする？博物館法改正

●巻頭寄稿	
博物館法改正とこれからの博物館運営	国立科学博物館理事・副館長 栗原祐司 …… 2
●東村山ふるさと歴史館と博物館法改正	東村山ふるさと歴史館 …… 7
●府中市郷土の森博物館におけるデジタルアーカイブ運用	府中市郷土の森博物館 …… 8
●文学の殿堂から思考を楽しむ空間へ	町田市民文学館ことばらんど …… 9
●町田市立自由民権資料館（愛称：まちれき）活動・事業紹介	
町田市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課 自由民権資料館…	10
●収蔵資料のデジタル化に向けた取り組み	青梅市郷土博物館 …… 11
●改正博物館法を踏まえて館の活動を振り返る	調布市郷土博物館 …… 12
●瑞穂町郷土資料館の博物館活動による地域貢献	瑞穂町郷土資料館（けやき館） …… 13
●ふれあい館の取り組み	奥多摩水と緑のふれあい館 …… 14
●福生市郷土資料室の展示リニューアルと博物館法の改正	福生市郷土資料室 …… 15
●武蔵村山市立歴史民俗資料館活動報告	武蔵村山市立歴史民俗資料館 …… 16
●これまでの五日市郷土館の活動について	あきる野市五日市郷土館 …… 17
●博物館法改正と羽村市郷土博物館のこれから	羽村市郷土博物館 …… 18
●どうなる？どうする？今後の清瀬市郷土博物館	清瀬市郷土博物館 …… 19
●博物館法改正に伴う連携等の取組状況について	立川市歴史民俗資料館 …… 20
●資料館の現状と展望	檜原村郷土資料館 …… 21
●博物館法改正 今までもこれからも地域に根差して	日野市郷土資料館 …… 22
●博物館と観光～日野市立新選組のふるさと歴史館の取り組み～	日野市立新選組のふるさと歴史館… 23
●小金井市文化財センターの在り方と課題	小金井市文化財センター …… 24
●国立市広報移管写真資料の活用にあたって	くにたち郷土文化館 …… 25
●郷土博物館のこれまでとこれから	東大和市立郷土博物館 …… 26
●パルテノン多摩ミュージアムにおける地域連携	パルテノン多摩ミュージアム …… 27
●どうなる？どうする？農工大科学博物館	東京農工大学科学博物館 …… 28
●博物館法改正をうけて	江戸東京たてもの園 …… 29
●地域の文化資源という観点でみる「邨田丹陵」展	たましん歴史・美術館 …… 30
●デジタル・アーカイブに対する懸念と期待	東京都埋蔵文化財調査センター …… 31
●「科学館」は「博物館」？	多摩六都科学館 …… 32
●八王子と宇宙をつなぐ「モノ」	
コニカミノルタ サイエンスドーム（八王子市こども科学館）	…… 33
●市民と築く博物館 ～「共創」の試行例～	八王子市郷土資料館 …… 34
●博物館法改正と都立大学 91 年館	東京都立大学 91 年館 …… 35
●地域に開かれた古民家園へ	狛江市立古民家園（むいから民家園） …… 36
●文化財が繋ぐ 動物園との連携講座の歩み	武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 …… 37
●博物館法改正を受けた帝京大学総合博物館の取り組みと課題	帝京大学総合博物館 …… 38
●博物館法改正をふまえて 当館活動のこれまでとこれから	国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館 …… 39
●日本獣医生命科学大学附属博物館の取り組み～登録博物館を目指して～	
日本獣医生命科学大学附属博物館	…… 40
●小平市鈴木遺跡資料館	小平市鈴木遺跡資料館 …… 41
東京都三多摩公立博物館協議会会員名簿	…… 42

※各館からの報告は、2023年12月下旬に東京都三多摩公立博物館協議会加盟館より原稿を集め、まとめたものです。

巻頭寄稿 博物館法改正とこれからの博物館運営

国立科学博物館理事・副館長 栗原 祐司

はじめに

2021（令和3）年8月16日に文部科学大臣より文化審議会に「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問がなされ、同年12月20日に答申がまとめられた。これを受けて、第208回国会（通常国会）に「博物館法の一部を改正する法律案」が提出され、国会審議を経て2022（令和4）年4月15日に公布、2023（令和5）年4月1日から施行された。また、博物館法の改正を受けて、同年2月10日、「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」及び「博物館法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、同年4月1日に施行された。

博物館法単独での法改正は1955（昭和30）年以来であり、文化庁が「およそ70年ぶりの大幅な法改正」と喧伝する所以だが、法改正自体は26回目で、社会教育法等の改正とあわせた改正も1959（昭和34）年と2008（平成20）年に行っており、登録制度をリセットすることを除けば、残念ながら抜本的な法改正とまでは言えない内容だということを認識しておく必要があるだろう。逆に言えば、先送りした課題も多く、まずは第一歩だという状況に過ぎない。博物館法制度イコール博物館政策ではないため、すべてを法令で規定する必要はないが、今回の法律や政省令の改正によって、博物館行政が円滑に進むかどうかは、各設置者及び各館の努力にかかっている。本稿では、今回の法改正等の内容を紹介しつつ、今後の課題について述べることにする。

1. 法律の目的の見直し

今回の法改正では、まず、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定めた（第1条）。同条を改正したのは法制定以来であり、「博物館法の一部を改正する法律の公布について（令和4年4月15日文化庁次長通知）」（以下、「次長通知」）では、「博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。」と述べている。この流れは2018（平成30）年の文部科学省設置法の改正（施行）によって博物館行政が文部科学省生涯学習政策局から文化庁に移管された（条文に即して言えば、文化庁の任務に「博物館による社会教育の振興」が移された）時に既成事実化していたと考えていい。翌2019（令和元）年6月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（施行）され、博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設が、地方公共団体の判断によって教育委員会から首長部局に移管することが可能となった。さらに今回の博物館法改正によって、一見すれば、一体的・総合的な博物館行政が可能になったように思われよう。ただし、現実には、多くの市町村では博物館、図書館、公民館、あるいは体育館等が教育委員会によって一体的に整備・運営されていることが多く、博物館行政だけが教育委員会や生涯学習行政から外れてしまい、かえって齟齬を来して

いる状況もあると危惧している。さらに言うならば、近年の国の文化行政は、インバウンドを中心とする観光政策に追随している傾向があり、「稼ぐ」文化の展開を志向し、博物館がそのための「文化資源」と見なされる傾向にあることは、多くの博物館関係者から耳にする。このことは、文化財保護行政においても同様であり、過度に活用・公開に重きを置いた政策は、将来の世代に禍根を残しかねないことを認識しておく必要がある。もちろん、博物館が持続可能な運営を行うために観光政策と連携すべきことは否定しないが、筆者が把握している限り、観光政策が優位性を占めている国の多くは発展途上国であり、欧米先進諸国では、博物館は社会的な課題を解決するための機関であり、人々のDiversity（多様性）やInclusion（包摂性）、Social Justice（社会正義）、Well-being（幸福感）等のために何ができるのかを真剣に議論している。ミュージアム・ショップにおいても、プラスチック削減やフェアトレード等SDGsに貢献するための商品を精選している。文化芸術基本法では、文化芸術は「世界の平和に寄与するもの」であり（前文）、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」（第2条）と謳っているが、文化芸術基本法の本質に基づくことを盛り込んだ博物館法は、この精神を体現しているだろうか。そもそも今回の法改正は、同年8月のICOMのMuseum定義の改正を待たずして行われており、国際的な議論が反映されていない。ICOMをはじめとする博物館の国際的な潮流を踏まえた博物館政策を展開しなければ、何のための博物館法改正であったか、ということになる。筆者が冒頭で「抜本的な法改正とまでは言えない」と述べた最大の理由の一つがここにある。グローバル化が進む時代の中、たとえ市町村立博物館であっても、国際的な視野を持って運営する必要があるのではないだろうか。

2. 博物館の事業の見直し

博物館法第3条は、第2条で定義した博物館の目的を達成するために行うべき事業を例示している。「おおむね」とあるのは、限定列举ではなく、各号で掲げた事業すべてを行わなければいけないわけではない。また、これ以外の事業を行ってはいけないわけでもない。今回の法改正では、新たに博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。

次長通知では、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞

体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。」と述べている。

国会でも、参議院文教科学委員会（令和4年4月7日）で、末松信介文部科学大臣（当時）が、「博物館の資料のデジタルアーカイブ化は、国内外への成果の還元、文化観光への貢献など、様々な面から重要な意義がございます。また、コロナ禍で来館者を受けたくてもこれは受けられない状況続く中で、今は予約制がまだ多いと思うんですけれども、その必要性や有効性が関係者に改めて認識をされております。一方、各博物館がそれぞれの資料のデジタルアーカイブ化をどのように進めていくかは、確かにこれも、館種や館の特性、地域の実情に応じてそれぞれの館が判断をしていくべきものではございます。こうしたことから、文化庁では、博物館に関連した予算事業においても、それぞれの事業の目的の下でデジタル化を併せて促進できる支援メニューも設けてございます。いずれにしても、各施策を進める上で、常にデジタル化を意識しながら改めて進めていくことが肝要であると思っております。」と答弁している。

一方、「デジタルアーカイブ化というのは、やっぱり紙は展示しても劣化していきますので、これきちっと保存をするということが大事なことであり、一番根本だと思っております。」と答弁していることも重要であろう。このことは、「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月 第38回ユネスコ総会採択）においても、「加盟各国は、国際基準に基づく収藏品目録の作成が、その司法権が及ぶ地域内のミュージアムにとっての優先事項となるよう、適切な対策を講じるべきである。コレクションの電子化はこの点できわめて重要であるが、電子化が、コレクションの保全に取って代わるものと見なされることがあってはならない。」と指摘していることも忘れてはならない。

文化庁の博物館総合サイトのQ&Aでは、「デジタルアーカイブ化の推進が、博物館と一般市民のそれぞれにどのような利点をもたらすのか？」という問いに対して、「ICTの発達により、インターネットを利用した情報収集が一般的になっています。国際的な文化交流や地域社会における文化資本としての博物館資料を広く共有する意義は大きいと考えています。博物館にとっては資料の価値と魅力を発信し、教育活動や交流に用いることで社会的価値の形成を図ることができます。市民にとっては資料へのアクセス性の向上によって教養を高めたり、調査研究活動やレクリエーション等の機会を得ることができます。また、文化芸術がデジタルアーカイブとして共有され、市民の創造的な活動の基盤となることは社会にとっても大きな意味を持つと考えています。」と述べている。

また、「デジタルアーカイブが進んでいないが、登録を受けられるか？」という問いに対して、「令和5（2023）年4月から施行される改正博物館法では、第3条第1項第3号に「電磁的記録の作成と公開」が加わりましたが、これは博物館がおおむね行う事業として記載されたもので、必ずしもデジタルアーカイブの事業実施を必須とするものではありません。」と述べている。

せん。しかしながら、インターネット社会におけるデジタルアーカイブの作成と公開は、博物館資料への多様なアクセスを確保する観点だけでなく、博物館資料の公共化を進め、市民の創造的活動の基盤ともなる重要な事業であり、多くの博物館に取り組んでいただきたいと考えています。」と述べている。法文上は、登録博物館にデジタルコンテンツの活用までは強く求めていないと考えてよいだろう。

次に、文化審議会博物館部会では、「博物館DXに関する検討会議」を設けて検討を行い、「博物館DXの推進に関する基本的な考え方（案）」をまとめた。同ペーパーでは、博物館DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進の意義や、博物館におけるDX推進のフェーズと各館に求められる機能について整理している。ただし、このペーパーの扱いが曖昧なまま、文化庁の政策方針となっており、取扱いには注意が必要であろう。特に、博物館DXは、単なるデジタル・アーカイブ化またはデジタル化ではなく、コレクションの記録に関わる全ての活動（記録の作成から維持管理・公開まで）を幅広い視点で捉え、その一体的な改革を進めること、すなわち業務全体をデジタル化することが重要であることを忘れてはならない。日本の博物館の多くはコレクションの記録作成等の管理体制が必ずしも十分ではなく、実は「デジタル・アーカイブ」以前の問題である館が多い。日本博物館協会による『日本の博物館総合調査報告書』（2020年）によれば、資料台帳に資料のほとんどを記載している館は44.8%に過ぎず、データベース化された資料台帳を作成しているところもほぼ半数でしかない。「デジタル・アーカイブ」すなわちインターネット公開ではないことから、まずは、コレクションに関するデータが恒常的に作成・更新される仕組みづくり（レジストレーションまたはコレクション・マネージメント）の体制整備が必要ではないだろうか。コレクションの記録は、本来、一度保存して終わりではなく、博物館資料の展示や貸出等の業務に伴って、恒常的にデータ活用・管理・蓄積が行われるべきものであり、レジストラやコレクション・マネージャーを配置した上でのデジタル・アーカイブが求められよう。

ちなみに、今回の省令改正によって「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準」（第19条）の第3号に規定する「博物館資料の目録」は、改正政省令の次長通知によれば、「デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。」と、法改正の次長通知と同様の言及をしている。このことを考えれば、ここでいう「目録」とは、狭義のカタログ（catalogue）ではなく、インベントリー（inventory：資料台帳、登録原簿）の意味であることは明らかであろう。

一方、前述の博物館の事業を列挙した博物館法第3条第1項第3号にも、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」とあり、同条同項第7号には「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告

書等を作成し、及び頒布すること。」と規定している。ここでいう「目録」は、狭義のカatalogue (catalogue) であることは明らかであり、注意が必要である。

3. 博物館登録制度の見直し

登録博物館の対象が、地方公共団体、一般社団法人・財団法人、宗教法人等に限定されていたのは、長年の課題であった。地方公共団体については、前述のとおり2019年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（施行）によって、博物館の所管が地方公共団体の判断によって教育委員会から首長部局に移管することが可能となったことから、設置者要件が一部緩和されたが、今回法第2条の改正によって、文化庁曰く「法人類型にかかわらず登録できる」こととされた。しかし、実際には文化審議会博物館部会においてそうした方向で議論されていたにも関わらず、最終段階で内閣法制局との協議も踏まえ、国、独立行政法人及び個人立の博物館は、引き続き登録博物館の対象外とされた。

2021年の文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」では、「我が国の博物館に関する法令においては、国立博物館に係る独立行政法人個別法令等と、公立・私立博物館に係る博物館法が、両輪として体系を構成しているものであり、実務上は、博物館法の登録の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。」と手のひらを返したような文言が明記され、多くの博物館関係者を落胆させた。文化庁の博物館総合サイトには、「設置主体の限定の撤廃」とあるが、事実上は「緩和」であり、注意が必要である。

また、株式会社等民間団体が設置する博物館も登録の対象とされ、このことは国会でも議論になり、衆参両院で「登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。」とする附帯決議（令和4年3月23日衆議院文部科学委員会、令和4年4月7日参議院文教科学委員会）が付けられていることに留意する必要がある。ICOMでは、Museumの定義を定めた規約（ICOM Statutes）に「A museum is a not-for-profit」（Article 3 Definition of Terms, Section 1 Museum.）と明記しており、営利団体はICOM会員になれない。ICOM規約は国際法規ではないものの、これと矛盾することになった日本の博物館法令に対する合理的な説明は、現時点では見当たらない。

なお、次長通知には、「独立行政法人国立科学博物館法（平成11年法律第172号）、独立行政法人国立美術館法（平成11年法律第177号）及び独立行政法人国立文化財機構法（平成11年法律第178号）に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館に類する事業を行う施設については、改正法において、登録の対象とされていないが、そのほとんどは、第31条及び附則第2条第6項により、指定施設とみなされることが想定され、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たすナショナルセンターとしての機能を発揮することが期待されること。」とあるが、現実には国が設置

する博物館は157館、独立行政法人が設置する博物館は72館ある（令和3年度社会教育調査）にも関わらず、3独法が設置する博物館しか言及していないのは、些か公平性を欠く。しかも、国が設置する博物館は、防衛省の駐屯地等にある資料館や環境省が国立公園等に設置している自然保護に関する施設が多いが、文化庁がそれらの各省庁に対して博物館法に基づく政策的なイニシアティブを発揮しているようには思えない。動物園、水族館、植物園は、その活動に関連する手続きや規制に関する法令も環境行政や通商行政あるいは公園行政の中に位置づけられていることが多いが、そうした観点からの省庁連携に係る積極的な取り組みもみられない。

さらに、今回の法改正の結果、公私立大学の博物館は登録博物館の対象となったが、国立大学の博物館は対象外となった。このことについて、文化審議会博物館部会では十分な議論がなされておらず、答申や次長通知にも大学博物館に関する記述・言及がまったくない。法令上、大学博物館全体としてのバランスが歪んでしまうことを危惧している。もっとも、従来、大学博物館は学術政策の一環として捉えられてきており、1996（平成8）年1月の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」も、学術審議会の分科会の部会の「中間的な」報告であった。日本の博物館政策全体を考えると、今後、文化庁や文化審議会だけでなく、文部科学省研究振興局や科学技術・学術審議会等とも協働し、組織横断的な大学博物館の在り方に関する議論が必要ではないかと考えている。「抜本的な法改正とまでは言えない」と述べたもう一つの理由は、ここにある。

前後するが、博物館相当施設については、これまで法文上「雑則」とされていたが、法改正により「第5章 博物館に相当する施設」と明確に位置付けられ、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定が整備された（第31条）。実態としては大きく変わらないものの、法文上「指定施設」という略称が設けられている。これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議がまとめた「新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）」（平成19年6月）における「博物館相当施設の指定制度を博物館登録制度に一本化」との提言に逆行しているが、このことについても文化審議会博物館部会では十分な議論がなされておらず、答申や次長通知にも言及されていない。

次に、登録要件の見直しに関しては、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定めた（第13条第1項第1号）。登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし（第13条第1項第3～5号）、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとし（第13条第2項）、その後の省令改正によって博物館法施行規則第3章に「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準」が規定された。

問題は、改正政省令の次長通知において、「博物館資料をデジタル化して展示する施設については、通常の博物館と同様に法令、条例又は定款等によって設置され、館長、学芸

員及びその他の職員が配置されている場合、展示以外の博物館活動（資料の収集・保管、教育普及、調査研究等）の観点を踏まえることで登録対象と考慮して差し支えない。」とされていることだ。要は展示施設がないバーチャル博物館でも登録博物館になれる、と明記しているのである。登録基準を定めるのは都道府県・政令指定都市教育委員会だが、このことについては文化審議会博物館部会でも議論しておらず、ICOM規約に定める Museum の定義でも想定していない。日本独自の博物館政策であると説明できるだけの学問的裏付けがあるとは思えないが、改正博物館法では、従来登録申請書に「直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面」を添付する規定（旧第11条）や、登録要件であった「第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。」という規定（旧第12条）が削除されている。また、博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準を規定した改正省令第19条でも、「展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第21条第1号及び第24条第1項第2号において同じ。）」と規定されており、既に外堀は埋められてしまっているのである。東京都の博物館の登録等に関する規則（令5教委規則15一部改正）でも、参酌すべき基準と同文の規定となっており、このことが将来に禍根を残すことにならないことを祈るしかない。

登録審査の手続き等の見直しに関しては、都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととした（第13条第3項）。登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし（第16条）、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとした（第17～19条）。従来の博物館関係者の意見は、登録を更新制とし、定期的に登録審査を行うことで、文化審議会博物館部会でも同様の提案がなされた。しかしながら、都道府県等教育委員会に対するアンケート調査等を踏まえて、より事務的負担の少ない定期的な報告等の導入を行うこととしたとされている。これで本当に質の担保が図られるのかどうかは、今後の推移を見守るしかない。

以上の新たな登録制度は、2023年4月1日から施行され、既に登録されている博物館は5年間は登録博物館とみなす規定が設けられた（附則第2条第1項）。既にほとんどの都道府県・政令指定都市教育委員会で博物館の登録に関する規則を定め、審査が始まっている。問題は、今なお登録のメリットが十分ではないことだろう。設置者要件が緩和されたとしても、インセンティブがなければ、わざわざ登録博物館になろうとする館はどれだけあるのだろうか。法に定める登録博物館になることによって、予算や定員の確保が保障される側面はあるかもしれないが、登録博物館に対する支援措置の拡充を図らないことには、博物館法が目的としている「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ことは難しい。各博

物館もまた登録博物館になったことに安住しては、さらなる発展を望むことはできないだろう。

4. 学芸員の資格要件の見直し等

今回の法改正では、学芸員養成課程の見直しは先送りされたが、学芸員補の資格要件について、短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとされた（第6条）。このことについては、従来学芸員補は、高等学校を卒業した者や、高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定に合格している者であればなれたことから、資格とは言えない状況であったが、進学率の上昇や博物館活動の多様化・高度化により学芸員補に求められる水準が高まっていることを踏まえ短大卒としたことは、時代の流れとは言え、長年の課題が解決したものと考えられる。

また、国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとした（第7条）。博物館における役割が複雑、高度化していく状況にある中で、学芸員だけが博物館の運営の専門家ではなく、学芸員資格は持たなくとも博物館の運営において専門的な知識や技術を必要とする教育、広報、情報、国際交流等の職種が増えていることを考えれば、これも重要な改正であるといえよう。改正政省令の次長通知で「全ての博物館職員が多様な研修に参加する機会を確保すること」と述べていることを、各設置者や指定管理者は改めて認識する必要がある。もとより、今回の法改正で博物館に求められる役割が増えたことを考えれば、そのすべてを学芸員の業務と位置付けることは現実的ではなく、これらの専門職や一般職が果たすべき役割が大きくなっている。今や事務職員においても、ミュージアム・マネジメントに関する知識・経験が必要とされ、数年おきに役所から一般行政職員が外向すれば誰でも務まるような安易なポストではない。このことは館長についても同様である。

次に、改正省令に関しては、問題がある。資格認定の施行期日等について定めた省令第4条が、従来は「毎年少なくとも各一回」行うこととされたのを、文化審議会博物館部会で全く議論されることなく、「少なくとも二年に一回」に改正されたのである。このことは、学芸員資格の取得を目指す人材のその取得機会を減少させることになり、生涯学習の機会均等の観点から問題なしとはしない。しかも、改正政省令の次長通知にも、文化庁が作成した改正省令の概要にも、一言の言及もない。同様に、試験認定の選択科目についても、審議会等で議論されることなく、行政判断で削除がなされた。そもそも、改正省令案のパブリックコメントは、多くの国民が年末年始の休暇をとる時期に設定されており、公務員の場合、実質7日間の勤務日しかない設定となっていた。このことについて全国大学博物館学講座協議会等が意見や質問を出したが、なんの回答もなく、博物館に関する専門家を軽視しているとも受け取ることができる国の姿勢は、今後も同じことが繰り返されないよう記録にとどめておく必要がある。博物館関係者とりわけ学芸員は、その地位向上や処遇改善のためにも、こうした動きにも敏感に対応し、声を上げていくことが求められている。

5. 収蔵庫不足の課題

今後検討すべき博物館政策上の課題として、全国の博物館の収蔵庫不足や、閉館した館等のコレクション管理が挙げられる。このことについては、これまで全国博物館大会等でも再三にわたって問題提起がなされているが、文化審議会博物館部会ではまったく議論がなされておらず、文化庁もまた新たな施策を講じていない。

まず、コレクションの収集、受入、登録、管理、貸出、移管、除籍・処分等の手続きについて、イギリスの博物館では、「スペクトラム (SPECTRUM)」という標準の手順書が存在するが、日本では各館が独自の方法で行っているのが実情であろう。2018年に北栄みらい伝承館（鳥取県北栄町）が、「すでに収集している資料と同種および同等未満の資料は収集しない」とする資料収集基準を策定し、同館で収蔵していた民俗資料の4分の1を除籍処分（希望者に処分する収蔵品473点を無償譲渡）したことは、全国の博物館関係者に少なからぬ衝撃を与えたが、基準がないまま資料を処分している館も多いのではないだろうか。私立博物館であれば、なおのことそのことが危惧される。また、2023年には、北海道江別市が、市民から寄贈を受けた北海道開拓時代などの民具約600点を、収蔵庫の建材にアスベストが使われていることから収蔵庫ごと解体処分するという事件も生じた。このことは自然史系の資料等にも潜んでいるリスクであり、資料の価値がわからない者にとっては、貴重なコレクションもガラクタに過ぎず、一瞬にして消滅してしまう危険があることを改めて実感した。

収蔵庫不足の問題は、コレクションの保存管理や防災・防犯、アクセシビリティ等の観点やその在り方を含め、日本だけではなく世界的に議論されるようになってきている。ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）とユネスコが、2011年に136カ国1490の美術館・博物館に調査を行ったところ、およそ3分の2が収蔵スペース不足であり、2館に1館は収蔵スペースが過密で、保管されているコレクションの60%は適切に管理されていないということがわかった。

ICOMでは、機関誌「Museum International」Volume 73（2021年7月発刊）において、Museum Collection Storageについて特集を組み、同年11月にオンラインで開催された第90回ICOM諮問会議では、ICOM-CC（保存国際委員会）のKate Seymour委員長が収蔵庫に関するワーキング・グループの設立を提案し、翌2022年にWorking Group on Collections in Storage (WGCS)が発足した。このように、収蔵庫が文化遺産の保存に不可欠な役割を果たし、一般市民の関心を集めつつあるが、博物館の収蔵・保管スペースに関する研究は、海外でも十分に行われていないのが現状である。持続可能な博物館運営を行うために、今まさにICOMでそのための検討が始まっているといえるだろう。

こうした議論は、近年の地球温暖化や、多発する自然災害、テロや紛争等による被災と無関係ではない。博物館の収蔵庫は、展示の合間に置かれる遊休場所ではなく、コレクションの保存に積極的な役割を果たすための不可欠な空間として、

また、収蔵品の利用がより明確に定義され、慎重に管理され、保管スペースがより頻繁に公開される場所として構成されるようになってきている。収蔵庫の課題が、博物館政策の一環としてより一層重要な検討事項になっていることを、日本の博物館関係者も認識する必要がある。

おわりに

繰り返しになるが、2022年のICOMのMuseumの定義が改正され、accessible（アクセシビリティ）、inclusive（包摂性）、diversity（多様性）、sustainability（持続可能性）、reflection（省察）等の用語が新たに盛り込まれた。また、AAM（アメリカ博物館協会）やMA（イギリス博物館協会）では、well-being（幸福感）やequity（公平性）、social justice（社会正義）、等のために何ができるのについて真剣に検討している。

昨年は、ICOMに二つの国際委員会が発足した。一つは「博物館と持続可能性に関する国際委員会（International Committee on Museums and Sustainable Development；SUSTAIN）」で、2018年に設置されたワーキンググループが国際委員会となった。近年は、5月18日の国際博物館の日（International Museum Day）のテーマもSDGsを踏まえたものとなっており、昨年は“Museums, Sustainability and Well-being（博物館と持続可能性、ウェルビーイング）”で、今年は“Museums for Education and Research（教育と研究のための博物館）”である。SUSTAINのさらなる活動が期待される。

もう一つは、社会博物館学国際委員会（International Committee for Social Museology；SOMUS）である。「Social Museology」という言葉は、未だ日本では定着していないが、同委員会は、地域社会に根ざした博物館と博物館学的プロセスを、対等なパートナーとして統合することや、コミュニティミュージアム、エコミュージアム、LGBTQI+ミュージアム、ネイバーフッドミュージアム、インターセクショナルミュージアムなど、様々な形態で博物館学的に表現される社会博物館学を確立させ、市民権と人間の尊厳に貢献することを目的としている。折しも昨年は人権宣言75周年に当たり、ICOMでも11月15日にウェビナー「博物館と人権（Museums and Human Rights）」を開催したが、こうした動向もMuseum定義の改正による一連の流れに位置付けられるのであろう。

残念ながら、日本の博物館では未だそうした議論は乏しい。このことは、博物館法令がどう変わろうと、学芸員や博物館研究者をはじめとする専門家が中心になって、研究を進めていかなければならないテーマであり、むしろ現場から国や設置者に働きかけていくことが求められるのではないだろうか。そのことが、博物館やコレクションの持続可能性につながるのではないかと考えている。

東村山ふるさと歴史館と博物館法改正

東村山ふるさと歴史館 文化財係長 鈴木 貴之

70年ぶりの博物館法の改正で、登録制度に大きな変更があり、博物館の改善・向上に対する制度が追加されました。21世紀にあたって、これまでと違った新しい博物館のあり方が求められているのでしょうか。当市の東村山ふるさと歴史館は、既に登録博物館になっておりますが、今後、さらなる向上が求められていくことになるでしょう。

今回の博物館法の改正のひとつのポイントは、博物館の事業として、デジタルアーカイブの作成と公開が新たに位置づけられたことです。当市には、ポツダム宣言後にも焼却されずに残された兵事関係資料等、貴重な文書があり、そのデジタル化を進めているところです。

当市のインターネット事業は、現在のところ、YouTubeやX(旧Twitter)でのイベントや特別展の紹介に限られています。よって、これらの文書はまだインターネット上では公開されていませんが、将来的には、デジタルアーカイブとして、可能な範囲で公開をおこなっていきたくと考えております。

また、今年度、多言語対応の歴史解説映像及び文化財解説看板を新たに設置します。これにより、東村山ふるさと歴史館、国宝「正福寺地蔵堂」、「元弘の板碑」、「下宅部遺跡出土品」、分館の八国山たいけんの里と、それを巡るコースの解説映像を多言語で、案内板等からスマホやタブレットにて二次元コードから読み取ることが可能になります。これまで以上に詳しい情報を、現地でえることが可能になってきます。

次に、今回の改正の柱として、博物館が、博物館同士のネットワークや様々な分野との連携を通じて、地域での多様な価値を発揮していくことがあげられています。

当市では、昨年度より、東村山で採れた新鮮で美味しい農産物を市民に届ける場として、八国山たいけんの里の敷地内で、「はちこく山マルシェ」を開催しました。当日には、お野菜、パンやスイーツ、お花や雑貨、キッチンカーなどが集い、大変好評で、施設の入場者数の増加にも繋がりました。

つながりみつかる！
みんなのはちマルシ

はちこく山マルシェ

※雨天中止
3月26日(日)10時～15時
@八国山たいけんの里(西武鉄道「西武園駅」下車徒歩8分)

キッチンカー ジェラート屋muccu 「季節のジェラート」	はかりつりのお店 lagi 「グラノーラ、有機ナッツ、有機ドライフルーツ」	MAU PAN 「パンと焼き菓子」	コモンスキッチン 「そばとそば粉のおやつ」
ミユチュエラ 「ロースイーツ」	こどもとおとの森美術館 ICHIGO-ICHIE 「おそま作り」ワークショップ	小山農園(築園場) 「お野菜いろいろ」	奇跡農園 「季節のお野菜」
古道具屋enco 「アンティーク雑貨」	green&flower craft Happiness 「お花・雑貨」	～ご協力お願いします～ ① お車でのご来場はご遠慮ください ※駐車スペースはございません ② 建物内での飲食はご遠慮ください ③ マイバッグ・マイ容器をご持参にご協力を ④ ごみは各自お持ち帰りください	

博物館間の連携としては、昨年度より、北多摩の縄文時代の国の重要文化財のある市、調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市で、北多摩縄文の里として連携を実施しています。具体的な実施内容は、縄文スタンプラリーを実施しました。各市の協力で、各市の縄文時代の遺跡と観光の説明が記載された縄文ノートを作成し、各市2つ、合計で10個のスタンプを集めるスタンプラリーを実施しているところがあります。まだまだ実施中の事業ですが、結果としては非常に好評です。他の4市の市民の方だけではなく、他の区市町村からも参加者がおり、その反響に驚くばかりです。

きたたま 北多摩

縄文

スタンプを集めて
オリジナルグッズを
ゲットしよう!!

期間 2023年7月21日(金)から
2024年1月31日(水)まで

参加方法 ① スタンプ帳(縄文ノート)を入手しよう
② 各市のスタンプ設置ポイントを回ってスタンプを集めながら、縄文について学ぼう

あつめてもらえる!
スタンプ3個 先着1000名
スタンプ10個 先着200名

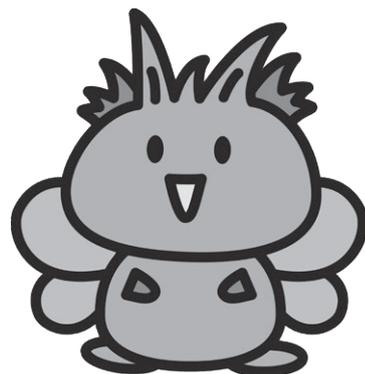
抽選でもらえる!
5市のギフト 15名
スタンプ10個 + アンケートに答えて

5市をまわって縄文について知ろう!
スタンプ帳付付スタンプ設置ポイント

調布市 調布市郷土博物館 調布市小島町3-26-2 深大寺水車館 調布市深大寺北町5-10-6	東村山市 東村山ふるさと歴史館 東村山市園部町1-6-3 八国山たいけんの里 東村山市深大寺町3-48-1
国分寺市 武蔵国分寺郷土資料館 国分寺市南出町1-13-10 文化財資料展示室 国分寺市西元町3-10-7	国立市 くにたち郷土文化館 国立市南6-231 旧国立駅舎 国立市南1-1-69
西東京市 西東京市郷土資料室 西東京市南町4-5-6 東伏見ふれあいプラザ 西東京市南町4-33-15 調布ビル1F	

お問い合わせ 東村山ふるさと歴史館 ☎042-396-3800
●主催 北多摩縄文委員会
調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市

これから博物館に求められることは多岐にわたると思いますが、ふるさと歴史館としても、資料を集めて、それを保管し、展示するという従来からの博物館としての役割に加えて、その時々新しい要望をできる限りかえていきたいと思っております。



東村山市公式キャラクター「ひがっしー」

府中市郷土の森博物館におけるデジタルアーカイブ運用

府中市郷土の森博物館 佐藤 智敬

デジタルアーカイブとはじめ

府中市郷土の森博物館におけるデジタルデータ活用の歴史はそれほど古くない。各職員にそれぞれ業務用のノート PC があてがわれたのは 2004 年のことだった。この時点では展示、資料整理用としては職員共用のデスクトップ PC 数台のほかはワープロ専用機があるのみで、博物館資料の情報は、その多くがフィルム撮影された写真を伴う紙の台帳によって管理しているほか、印刷物として作成した目録、各担当が作成した Excel や 桐、Access 等データベースソフトで構築した文字のみの簡易的なデータを管理用として作成、活用していた。

同時期、大規模な図書館の蔵書や新聞記事等の文字データの多くはデータベース化され、すでにインターネット上や図書館等の施設内で公開、活用されていた。博物館資料のデジタル化もこれに続くことが望ましかったのだが、図書の情報と比較すると、形状、材質、解説、記載事項など多様な文字情報の作成が必要である。さらに、検索結果の便宜をはかるためには、画像データの作成、画像と文字データの紐づけ、それらを表示する独自のシステム構築などが課題となり、簡単に整備することはできなかった。画像を伴う博物館資料情報のデジタル化は、デジカメやネガやポジフィルムをデジタル化するスキャナー等の技術が進歩し、記録容量が増加し安価となったハードディスクが整備されつつあった 2005 年頃から始まった。マイクロフィルム撮影をして保存していた歴史資料画像を、年度予算に応じて業者委託でスキャン＝デジタルデータ化したり、新たに原資料をデジタルカメラで撮影したりして保存管理していくようになったのもこの頃である。

資料管理公開システムの導入

さらに転機が訪れたのは 2008 年のことだった。常設展示室のリニューアルが実施されるのにあわせ、収蔵資料および蔵書情報と、画像ファイルの管理、そして来館者による情報検索を行うためのシステム開発が行われることになったのである。

検討の結果、富士通製作の管理公開ソフトである「Musetheque（ミュージズテーク）」をベースとして導入することになった。一般公開にあたり、来館者にとって平易に検索・参照できるシステムとして、歴史・考古・民俗・自然等代表的な分野のほか、村野四郎、大賀一郎といった特徴的な分野を独立して検索できるよう、遷移画面を精査していった。デジタル化がすでに終わっていた膨大な画像データをシステムに対応する形に変換し統一する作業や、画面遷移をするための識別コード入力、共通項目追加作業、データ移行などを経て、サーバー 1 台、タッチパネルを含む検索端末 3 台および館内ネットワークを連携させた独自の管理公開システムは、2009 年 2 月から運用を開始した。端末の一部には蔵書・刊行物のデータをキーボードで詳細検索できる機能も付加した。館内限定かつ公開情報を制限した上ではあるが、担当ごとに管理してきた資料情報は一括でまとめ、登録、管理、公開も統一規格で行えるようになった。



常設展示室設置の資料公開システムタッチパネル初期画面

導入初年にこのシステムに登録されたデジタルデータは、資料情報約 43,000 点、画像情報約 100,000 点だった。システムはその後 5 年ごとに仕様が見直され、改良が加えられている。もちろん毎年資料情報も新たにデジタル化された画像も増補されており、2023 年 12 月現在で、資料情報は約 48,000 点、画像情報は約 185,000 点となっている。そしてまだまだ未登録の資料、デジタル化が完了していない資料も多くあるため、今後も資料、画像の点数は増加していく見込である。

今後の課題

導入したシステムは、将来的にインターネットを介して遠隔地からでも検索、閲覧が可能なものに拡張することを前提として構築されている。拡張が実現すれば、一般利用者の利便性向上をはかることができるとともに、近隣の教育施設、関連施設と情報の共有化も行えるようになり、事前学習した上での博物館利用や、他館との収蔵品相互貸出などの活性化が期待できる。

しかし現行のシステムはサーバーを館内に置き、独自のシステムで管理している。システムを導入してからの 15 年間でトレンドとなった、データを WEB サーバーに移行して情報を管理、公開するいわゆるクラウド型のようにして新たに運用するためには、大規模なシステムの更改を必要とする。PC 以外のスマホ画面等にも対応できるような遷移画面の新たな構築も必要だろう。

また、資料情報のデジタル化継続は当然のことながら、収蔵資料のなかには、100 年以上の時間が過ぎた非常に重要なものであっても、個人情報等の問題で一般公開することが難しい場合がある。その対応のためには、万単位の資料を一点一点確認し、公開資料を選別していく作業が必要である。さらに、WEB 上に公開するデータや画像の権利関係確認など、作業も課題も山積している。しかし、それを解決した上で、管理、公開により適したものに進化させ、館内でも WEB 上でも効果的に活用できるシステム運用を継続していくことが求められている。

文学の殿堂から思考を楽しむ空間へ

町田市民文学館ことばらんど 学芸員 山端 穂

はじめに

2023年4月に約70年ぶりとなる博物館法の単独改正が行われた。これにより形骸化していた登録博物館制度の基準が見直され、デジタルアーカイブスへの取組み、様々な活動主体との連携、地域社会への貢献、博物館同士の連携が新たに努力義務として示された。70年振りの改正は法改正としては大きな出来事なのかもしれないが、デジタルアーカイブスを除けば、80年代後半には既に提唱され、30年以上かけて各施設が試行錯誤をしてきたことが努力義務として明記されたに過ぎない。一方で、改正の背景にあるICOM(国際博物館会議)の新しい博物館の定義や各自治体が求める博物館のあり方などは時代を追って確実に変化しており、これまでとは異なる運営、アプローチが求められている。上記の点を踏まえた上で、当館の現状について紹介したい。

デジタルアーカイブス

新型コロナ以降、DX(デジタルトランスフォーメーション)の試みはアーカイブスに限らず至る所で行われるようになった。当館は市内の図書館と資料管理システムを共用しているが、コロナ禍の2020年には原稿や色紙、挿絵のような自筆資料の大部分を入力し、外部からWeb検索ができるようになった。また、アーカイブスとは異なるが、SNSを利用した収蔵品の紹介やYoutubeを利用した展覧会紹介、講演会・イベントの記録などデジタルコンテンツを積極的に利用し大きな成果を上げている。しかし、DXには設備投資、コンテンツの制作に多額の費用と時間が掛かるほか各デバイスに精通した職員が必要となる。入力する人件費、撮影や映像編集費用、費やす時間を考えると費用対効果には疑問があり、どの施設にも推奨できるとは言い難い。



浅野いにお×カツメササヒコ記念対談 Youtube サムネイル

地域貢献

「博物館があることで市内外から多くのお客様が訪れ、地域に賑わいを創出する」といった目標は多くの館で見られるが、都内の大規模館を除いて、そのような例は殆ど無いのではないだろうか。当館も例に漏れず、地域に貢献できる程の来館者とは言い難い状況である。そうした中、近年は地元の

町内会、商店会と実行委員会を結成し、春に「文ッ字フリマ」、秋に「文学館まつり」を開催し、イベントの日は多くの人で賑わうようになってきた。また、新たな試みとして地元の行事に合わせてイベントを開催したり、会場として施設を提供したり、市内の大学や文化活動をしている団体と連携するなど、地域の特性を生かしながら、各々が寄り添い、事業を展開している。こうした積み重ねが「ことばらんどがあってよかった」と思って貰える一歩になるのではと考えている。



文学館まつり

博物館連携

博物館同士の連携も長く掲げられている課題ではあるが、巡回展を除いて成果を上げている例は殆ど無いだろう。これは博物館が専門性の高いニッチな施設だからで、連携ができるような共通のテーマを探し出すことが困難だからである。また、展示やイベントは年間を通して既に決まっており、話が来てから連携を考えるのが難しいという実情もある。現状は互いのポスターやチラシを貼る、資料の貸し借りをする程度だが、今後の展開に期待したい。

おわりに

今回は法改正に際して当館の現状と課題について述べたが、より重要な問題は、新たな時代の要請に各博物館がいかにして応えていくのかである。そこでは、これまでの知識享受型ではなく、先例や先人の考えを提示した上で共に考えたり、博物館でしかできない体感・体験を通して、日常とは異なる空間の中で思考したり、意見や感想を共有したりする姿勢が重要だと考えている。当館で言えば、作家の生涯を顕彰する文学の殿堂から、作品のテーマや作中の言葉をヒントに思考を楽しむ空間への転換が必要で、そうしたマインドチェンジができた時、今回上げたデジタルアーカイブスや地域貢献、博物館連携にも新たな可能性が見えてくるのではないだろうか。

町田市立自由民権資料館（愛称：まちれき） 活動・事業紹介

町田市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課 自由民権資料館

はじめに

〈自由民権資料館ってどんな施設？〉

自由民権資料館は2つの特長を持っています。

①「自由民権運動」を柱に据えたテーマ館として、町田を中心に、多摩・神奈川の民権運動関係史料を収集・保管し、整理・研究した成果で常設展示や企画展示などを行います。

②町田市域に関する歴史資料などを、収集し閲覧できるようにするとともに企画展示をおこない、郷土資料館としての役割を担っています。

〈愛称を決定しました〉

町田の歴史を紹介する施設として親しみをもってもらうため、自由民権資料館の愛称を募集し、来館者による投票を行った結果、「まちれき」に決定しました。



所在地：東京都町田市野津田町 897 番地
電話：042-734-4508

常設展紹介

〈自由民権運動と町田〉

明治の前期、日本ではじめて人びとの権利や自由、憲法・国会について真剣に考え、実現をめざしたのが自由民権運動でした。運動をになった人たちは「民権家」と呼ばれ、自分たちの考えを演説や新聞・雑誌で人びとに伝え、運動は全国に広がりました。

〈町田の歴史一時代でたどる人びとのくらし〉

町田市には3万年にわたる歴史があり、過去における人びとのくらしを今に伝える土器、古文書、民具などの歴史資料を大切に守ってきました。本展では、町田市域の歴史を時代に沿って、“くらし”をキーワードにご紹介します。



自由の盃（複製）
小金井市・深澤家所蔵



深鉢形土器／北条氏照朱印状／足踏み脱穀機

地域の歴史資源活用に向けて

当館は、多摩を含む旧神奈川県自由民権運動と市域の歴史を対象に活動してきました。また、町田市立博物館の閉館に伴い、考古・民俗・歴史資料を一体的に活用するため教育

委員会に移管し、2022年度には町田デジタルミュージアムを公開、常設展「自由民権運動」と「市域の通史」の2つをリニューアルしました。通史展では、町田デジタルミュージアム掲載資料を多く出陳するとともに、二次元バーコードを利用してその場でタブレットやスマートフォンで見ることができるようになりました。当館には、現在15万点ほどの歴史資料が保管されています。整理・保管業務を基礎にしつつ、デジタルアーカイブの構築、公開を進めるべく検討をしています。

当館は、「町田薬師池公園四季彩の杜」や野津田公園など自然豊かな公園を近隣に抱えています。このなかには、薬師池・薬師堂・旧永井家住宅・旧荻野家住宅・石阪昌孝屋敷跡・石阪昌孝墓、村野常右衛門生家などがあり、市域の歴史を知るうえでも重要な場所です。これらの観光・歴史資源を活用した活動の充実も進めていきたいと考えています。

その他事業紹介

〈まち歴史講座〉

「町田の歴史をいろいろ知りたい！もっと知りたい！」という方むけの、自由民権資料館の歴史講座です。

「歴史の学びが楽しくなる」ことをめざした講座として「まちだ歴史講座「まち歴」」を開講しています。

2023年度は11回の講座を開講する予定で、「講義型」「セミナー型」「ワークショップ型」などの形式で、考古・歴史・民俗の多様なプログラムを用意しています。

〈古文書講座〉

市域に残る江戸時代の古文書をテキストに使用し、古文書を初めて読む方に解説の手がかりや勉強の仕方を学ぶ初心者向け講座です。

2023年度は全10回開催します。

〈出張授業〉

町田市は、これまで個々に活動を行ってきた考古・民俗・歴史分野を一体的に捉え、新たな町田市の歴史を描いていけるように活動をしています。

当館を含め、町田市教育委員会生涯学習総務課では、職員(学芸員)が地域の歴史資料を活用して出張授業を行っています。

考古・歴史・民俗資料を活用した3コースが用意しており、小中学校が選んでお申し込みいただけます。

お知らせ

愛称決定を記念して、開館記念日である11月3日(祝日)から缶バッジを販売しています。

まちだ縄文キャラクター「まっくう」、1891(明治24)年に出版された演説のハウツー本に載っている挿絵、糸を巻き取るための「糸枠」など、12種類のデザインを揃えています。



12種類の缶バッジ

収蔵資料のデジタル化に向けた取り組み

青梅市郷土博物館 小峯 勝

はじめに

令和5(2023)年4月の「博物館法の一部を改正する法律」の施行により、今後、博物館運営がどのように変わっていくのか、これまでの博物館法では、博物館について以下の目的を有する機関と定義しています。

- ①資料を収集し、保管(育成)
- ②資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。
- ③資料に関する調査研究をする。

当館ではこれまで①～③を目的として運営してきましたが、法改正後は、新たに「デジタルアーカイブ」、「地域貢献」、「博物館連携」等についての取り組みが求められています。

今回はその中で、「デジタルアーカイブ」について、当館の現状や課題、今後について紹介したいと思います。

現状～収蔵品管理システムの導入～

当館では開館以前の昭和40年頃から、民具類や古文書等の資料の収集活動を始め、昭和49(1974)年に郷土博物館が開館し、現在も収集・保管を行いながら、展示等に活用しています。

これらの資料は当初、紙の収蔵品台帳のみで管理していましたが、収蔵品管理システムを導入することとし、平成15(2003)年度から入力準備作業を開始、平成17(2005)年度にシステムを稼働しました。紙の台帳に比べ、クラウド形式の収蔵品管理システムは、資料の整理や検索が容易となり、資料の管理や展示作業等の検索負担が軽減しました。

システムを導入して20年が経過した令和5(2023)年時点のシステム収蔵品登録数は、合計16,000点余となっていますが、未登録の指定文化財のほか、古文書資料などが多くあることから、現在も資料整理等の専門職員による整理・入力作業を進めています。

課題～資料保存と活用～

これまでは、資料の収集・保管を目的として収蔵品管理システムを運用していましたが、資料のアウトプットについては、多くの資料が十分に活用できていないという課題があります。また、収蔵資料を文化財として適切に保管していくためには、長期間の展示は好ましくないものの、レプリカ等を作製するには多額となるため、資料の展示期間の課題も生じています。

今後～ガイドアプリを活用した取り組み～

新型コロナウイルス感染症の影響により、博物館は入場制限や臨時休館を余儀なくされ、当館でも入館者数が減少するなど大きな影響が生じるとともに、オンライン環境を活用した取り組みの重要性を改めて認識しました。

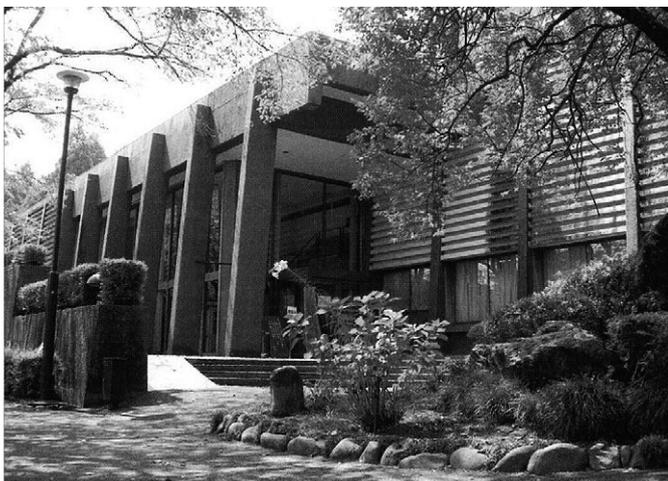
その取り組みの一つに、収蔵資料のデジタル化が挙げられます。当館では、前述の収蔵品管理システムのデータベースを使用したガイドアプリの導入を進めています。

ガイドアプリを導入することで、展示物の見学の際に、画像や文字による解説のほか、動画を観たり、音声を聴いたり、多彩なスタイルで情報を発信することができます。

また、来館せずとも自宅にいながら、手軽にアプリによる展示解説を見ることができ、さらに日本語だけでなく英語にも対応していることで、より多くの人々に展示物を紹介することができます。

さらに、収蔵品管理システムのデータベースをそのままガイドアプリに利用することができ、職員の作業負担が軽減されるとともに、資料についても展示による劣化の防止に役立つことから適切に管理する目的も達成できます。

当館は、令和6(2024)年で開館50周年を迎えることから、ガイドアプリを通して観覧できる展示物を増やし、より多くの人々に、青梅市の歴史や文化等について知ってもらえるような取り組みを進めていきたいと考えています。



青梅市郷土博物館外観



常設展示室

改正博物館法を踏まえて館の活動を振り返る

調布市郷土博物館 佐山 淳史

はじめに

当館においては、改正博物館法を踏まえて新たに具体的な事業を展開するところまでには至っていない。ただし、改正にあたって言及された項目の中には、すでに取り組んできた活動と重なる部分もある。そこで、まずは博物館法改正にあたってポイントとなっている（1）デジタルアーカイブ化（2）他の博物館との連携（3）地域の多様な主体との連携協力の3点について、当館が行ってきた取り組みの主たる部分を紹介し、現状を報告することとしたい。その後、今後の展望について若干ではあるが言及することとする。

（1）デジタルアーカイブ化

当館では資料管理システムとして早稲田システムのI.B.MUSEUM SaaSを導入しており、システム内に資料情報と画像を登録することでデジタルアーカイブ化を進めている。現在の公開点数は240件で、うち令和5年度には11月30日時点で172件を公開したところである。デジタルアーカイブ化にあたっては元となる資料情報データの作成、デジタルアーカイブへの登録作業を経て公開という段階があるが、公開以前の作業については大変時間を要する部分であるにもかかわらず「見える化」が困難な部分である。デジタルアーカイブ化の成果としては公開にまで至るほうが分かりやすいということは認識しているが、当館の場合、元となる資料情報データの整理に時間がかかり、公開件数が思うように伸びないことが課題である。

（2）他の博物館等との連携

他館との連携展示としては、令和3年度に「川と水のある暮らし～多摩川・野川と調布～」(会期：令和3年10月5日～12月12日)と題した企画展を実施した。この展示では、同時期に行われた世田谷区立郷土資料館の特別展「多摩川と世田谷の村々」(会期：令和3年10月23日～12月5日)と連携し、相互館での資料貸借や広報・普及事業の連携を行った。

また、令和5年度は調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市の博物館等10施設をめぐる北多摩縄文スタンプラリー（開催期間：令和5年7月21日～令和6年1月31日）の開催中に、企画展「発掘された染地遺跡～多摩川低地のムラ～」(会期：令和5年10月28日～12月3日)を行った。スタンプラリーについては11月30日現在、全10施設コンプリートの景品の当館所有分が配り終わるなど好評であり、埋蔵文化財に関心のある層に来館のきっかけを作り出す連携イベントとして高い効果があったと思われる。

他の博物館との連携は、学芸員どうしの繋がりがなければ成立しない。学芸員どうしの繋がりを作ることにあたって、三多摩公立博物館協議会等が果たしている役割は大きいと感じられる。

（3）地域の多様な主体との連携協力

当館では学習指導要領における小学校3年生の昔の道具・暮らしについての調べ学習に対応した展示を開催している。また、この展示の開催に合わせて、来館型の展示解説と昔の道具の体験を行う事業を実施していたが、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来館型から出前授業型に変更して（一部をリモート授業として）実施した。これに類する試みは他の地域博物館でもなされていることと思われ、地域博物館における博学連携の典型的なケースであろう。令和4年度には、市域の土地利用の変化に関しての理解を助けるための地図を作成して展示を行ったところ、市内数校の小学校から反応があった。そこで令和5年度からは、土地利用の変化に特化した子供向けの出前講座を、郷土学習展の関連事業とは別に設定することとした。

その他社会教育施設、他部署との連携としては、市内公民館との共催事業や、図書館・総務課・産業振興課と行っている月に一度の地域資料に関する情報交換会、さらに、市内にある武者小路実篤記念館とのコラボ展示等が挙げられる。これらは、改正博物館法にある「学校、社会教育施設その他の関係機関」と相互に連携を図りながら「当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興」を行うということに沿った活動だと言えるであろう。

（4）残された課題と今後に向けて

令和6年に調布市郷土博物館は開館から50年という節目の年を迎える。これを期に常設展示の刷新を予定しており、博物館の価値をさらに高めたいと思っている。一方、開館当初から大規模改修を実施していない当館では、博物館施設の機能の面で不足を感じる部分も多い。例えば、すでに当館の収蔵庫の収容率は100パーセントを超えているが、公共施設の延べ床面積が抑制される中で、単純な収蔵庫の増設は困難である。この状況は今後の資料収集方針をどのように決めていくべきかという問題にもつながってくる。さらに言えば、そもそも、調布市洪水ハザードマップによれば、当館は外水氾濫時に2階の軒下まで水没することになっている。これについても収蔵品の一部を外部倉庫に分散させて収蔵する方法などを検討はしたものの、残念ながら根本的な解決策を見いだすには至っていない。

また、他館も共通すると思われるが、人口減や、長年にわたり博物館を支えてきている団体や個人の高齢化も課題である。調布市の場合、令和12年から人口減少のフェーズに突入すると予測されており、今後は年を追うごとに充実した博物館活動を行うには厳しい時代になっていくと予想される。

以上、当館においては、博物館法改正をきっかけとして諸活動をさらに充実させていきたいと考えているが、近年は博物館が抱えている根本的な課題がより明確に見えてきているというのが実感である。

瑞穂町郷土資料館の博物館活動による地域貢献

瑞穂町郷土資料館（けやき館） 北爪 寛之・磯部 隆之

はじめに

瑞穂町郷土資料館けやき館は来年度、リニューアル 10 周年を迎えます。近年はコロナ禍によって、博物館活動が一時停滞した時期もありますが、徐々に回復しつつあります。

博物館法の一部改正により、博物館活動の今後の在り方についても、「はぐくむ」役割が求められています。生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供することが博物館の重要な役割として位置付けられています。

そこで、当館の事業から、地域の方の協力によって成り立っている「温故知新の会」と、主な協力団体を紹介して、当館の地域貢献事業における体制の一端を紹介します。

温故知新の会

当館の事業の中で主要なものの一つに、温故知新の会があります。概ね月 2 回実施していて、令和 6 年 3 月末で 216 回を数えます。事業の目的は、地域の自然・歴史・文化・産業に関する情報を調査・研究し、それを発信しながら、郷土について理解してもらうというものです。

事業の講師は、地域の人材や団体の活用を方針とし、協力をお願いしています。主な形式としては講演会や体験教室の形をとることが多く、歴史分野では文化財保護審議会や瑞穂古文書を読む会、自然分野は瑞穂自然科学同好会、産業分野はみずほ染織伝承会や東京狭山茶手もみ保存会、町内のだるま屋など、地域の個人・団体の協力が欠かせません。

事業の内容は、地域の歴史や自然についての講演会が中心となりますが、歴史であれば実際に地域の史跡を歩く、自然では動植物の観察会や天体観察会、産業では多摩だるまの絵付け体験や狭山茶の手もみ実演、村山大島紬の絣板製造実演、この他にも民俗芸能として、地域の獅子舞やお囃子の実演、しめ縄づくりや火おこし体験、郷土の食文化として打ち入れうどん作りなども行ってきました。

講演会だけではどうしても参加者が限られてしまうので、体験型のイベントを入れることで親子連れなども参加しやすい、多世代の学びにつながるように工夫しています。



(写真 1) 東京狭山茶の手もみ実演（「温故知新の会」より）

みずほ染織伝承会

当館の地域貢献にかかわる活動には、協力団体の存在が欠かせません。みずほ染織伝承会は、東京都指定無形文化財で通商産業大臣指定伝統的工芸品に指定されている村山大島紬に用いられた、伝統技術や知識を受け継ぎ、永く後世に伝えていくため、機織りと染色を中心に活動しています。

当館のイベントに関係するものとしては、染身体験教室（4 月・桜染め、7 月・狭山茶染め）、インド藍板締め染色教室（10 月）、卓上手織り体験教室（8 月、11 月）などを開催し、展示関係では、みずほ染め織り作品展（10～11 月）およびギャラリートークを実施しています。



(写真 2) インド藍板締め染色教室

瑞穂古文書を読む会

当館では、町内に残る多くの古文書類を所蔵しています。瑞穂古文書を読む会では、毎月 2 回の活動を中心に、これらの古文書解読を行い、また史料調査に向かうこともあります。当館の活動に関係するものとしては、温故知新の会における講師の他、3 回シリーズで毎年開催している「初めての人向け 古文書を読み解く」でも講師を依頼しています。また、毎年開催している歴史系の企画展に際しては、担当学芸員と協力しながら、展示する史料の解読を行っています。

瑞穂自然科学同好会

瑞穂自然科学同好会は、自然保護の啓発を目的として、野鳥・昆虫・水生生物などを中心に、毎月 1 回の観察会と例会を実施しています。当館の活動に関係するものとしては、毎年開催している自然科学系の企画展に際して、展示内容や図録の監修など、全面的に協力を依頼しています。また、町教育委員会発行の『瑞穂の動植物』・『残堀川の野鳥ガイド』などの著作物の編集においても、中心的な役割を果たしています。

おわりに

当館は瑞穂町が策定した「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」の拠点施設です。実施事業の講師や各団体と協力・連携することで地域貢献に取り組み、より一層魅力ある資料館を目指して活動していきます。

ふれあい館の取り組み

奥多摩水と緑のふれあい館 木宮 則徳

奥多摩水と緑のふれあい館は、東京近代水道 100 周年及び小河内ダム竣工 40 周年の記念事業として、東京都水道局と奥多摩町の共同で旧奥多摩郷土資料館跡地に建設し、平成 10 年 11 月 27 日にオープンし開館 27 年目を迎えました。館内では奥多摩の豊かな自然・ダムの仕組み・水の大切さなどを紹介しながら、東京都の水源である奥多摩町と水道を利用する都市住民との交流を図ることを目的に、奥多摩町の歴史・文化・郷土芸能・地場産業等の紹介及び企画展示を行い、都市と山村のふれあいの場として事業運営を行っています。

館内は主に郷土資料展示ゾーン、水源の自然ゾーン、小河内ダムゾーン、セミナールーム、水と暮らしゾーンからなり、レストラン、特産品ショップも併設しています。

館内 1 階の奥多摩町歴史民俗資料展示室「水のふるさと」では、縄文時代の出土品をはじめ、武家文書や小河内ダムの建設により湖底に沈むこととなった旧小河内村に伝わる国指定の民俗文化財を主に展示しており、中でも、小河内村に古く伝わる国指定重要無形民俗文化財である小河内の鹿島踊をはじめ、東京都指定無形民俗文化財である郷土芸能の展示に力を入れており、実際に祭事で使用される道具や、衣装の展示に加え、画像による紹介も行っています。

奥多摩町には獅子舞をはじめ、数多くの郷土芸能が存在し、地域の方々及び保存団体の並々ならぬ努力と熱意により保存、伝承が図られている貴重な文化財です。しかしながら、どの芸能保存団体にとっても若者をはじめ人材が不足し、伝統芸能の継承には苦慮しており、併せて、過疎化が進む中で伝統文化の継承、後継者の育成は大きな課題となっています。館では、この地域に伝わる伝統芸能を披露していただくものとして、イベントを開催し、館内にて小河内の鹿島踊、原獅子舞、川野獅子舞、川野車人形など、郷土芸能の上演を行い、毎年多くの方々に来館していただき、地域では味わえない間近で鑑賞することが出来ます。



ユネスコ無形文化遺産に登録された小河内の鹿島踊
(国指定重要無形民俗文化財)

東京都の最西端奥多摩町の北部に位置する日原地区において、江戸時代からこの地域に伝わる伝統産業の「白箸作り」について、館内ではイベントを開催し、日原地区に受け継がれる伝統文化を広く発信し、山里の振興につながるべく取り組みを行っています。

また、令和 5 年度からは地元保存会による車人形プチワークショップを開催し、町内外のより幅広い人達が車人形に親しみ、興味・関心を持っていただくような取り組みを実施し、地域との連携を図っています。



白箸作り体験



令和 5 年度から開催した車人形プチワークショップ

博物館同士の連携として、平成 26 年には青梅線沿線の博物館・資料館が連携し、「青梅鉄道 120 周年 青梅線沿線 6 自治体連携事業」を開催し、企画展や講演会、スタンプラリーなど、各種記念事業を実施しました。

今後も関係する博物館・資料館と連携した企画事業を模索し、多様化する来館者のニーズに応えるべく、館運営に取り組んでいきたいと思ひます。

—アクセス—

車：圏央道青梅 IC より青梅街道を山梨方面に約 30km

電車：JR 青梅線終点奥多摩駅より、西東京バスで約 20 分

お問い合わせ電話番号 0428 - 86 - 2731 水と緑のふれあい館まで

福生市郷土資料室の展示リニューアルと博物館法の改正

福生市郷土資料室 ^{せいがい} 青海 伸一

はじめに

福生市郷土資料室は、福生市立中央図書館の併設館として、昭和55年4月に開館しました。40年を超える活動の中では、展示内容の更新はもちろん、公立学校への週休二日制の導入時には、土曜日の子どもの居場所づくりを行うため、小学生向けのワークショップを行うなど、時代の要請に応える活動を展開してきました。

今般博物館法が改正されましたが、時を同じくして福生市郷土資料室は福生市立中央図書館の改良工事にあたり、展示内容のリニューアルを行うことになりました。リニューアルではこれまで抱えていた展示室の課題を解決することに加え、これからの時代に求められる博物館活動にも対応したいと考えています。それらの取り組みは、博物館法の改正を踏まえて行ったわけではありませんが、今回の原稿を作成するにあたり、博物館法の改正を踏まえた視点で少し捉え直してみたいと思います。

現代史展示と展示を通じたコミュニケーション

展示内容については、できるだけ現代に近い時代まで取り上げるよう意識しました。歴史展示では2021年に行われた東京オリンピックまで、また、生活再現展示では平成初期までの生活に関する道具にも触れることにしました。

これは、一定の価値の定まった時代のみを展示するというのではなく、現在につながる時代のモノにも価値があるということを来館者に提示し、来館者とともに歴史を記録することを考えるためでもあります。

また、人々の記憶にある時代の出来事や道具を展示することで、展示を見た人が自由にそれらの出来事や道具についての思い出を語ってほしいという意図も持っています。思い出を語ることは、来館者同士や時には親子でのコミュニケーションの醸成につながるのではないかと考えています。

これらの展示は、従来の貴重なモノを見せる展示からの転換となるとともに、現代資料にも価値があることや、それらの活動を通して、将来、平成や令和の時代を伝えるという、これからの博物館に求められる博物館の役割についての情報発信につながるものと考えています。

観光分野との連携につながる産業展示

産業展示では、現在も営業を続けている酒造業について取り上げることにしました。福生市には江戸時代から続く酒蔵が2軒あります。この2軒の酒蔵はそれぞれ福生村、熊川村で名主をしていた家であり、青梅鉄道の誘致に努めたほか、それぞれ町長や市長を輩出するなど、地域の発展に大きく貢献してきました。そういった歴史的な視点からも取り上げるべきトピックスではありますが、一方で、現在にも続く酒蔵であることから、足を運ぶ人の多い観光スポットともなっています。

これまで福生市郷土資料室では、文化財・史跡ガイドツアーなどの機会に訪問することはあっても、展示の中で現在も活

動を行っている特定の事業者を取り上げることは行ってきませんでした。しかし、福生を語るうえで欠くことのできない存在であるとともに、観光スポットとして福生の魅力を伝える場の1つであることは間違いありません。

これまでも観光分野では2軒の酒蔵を紹介する動画を作成していますので、こういった市で発信している動画を展示と連携させ、展示室内でも動画を上映することで、福生市郷土資料室に足を運んだ人が、実際にこれらの酒蔵に足を運ぶきっかけになることもあるのではないかと考えています。

そういった視点は、今回の博物館法の改正で示された博物館と観光分野との連携にもつながり、歴史文化に限らない、地域の魅力を発信していく機能の強化にもつながると考えています。

その他の活動と今後の展望

今回の博物館法の改正では、資料のデジタルアーカイブ化もうたわれています。福生市郷土資料室では以前よりホームページにおける資料の公開活動を進めてきました。人員の関係もあり、公開している資料の数には限界がありますが、限られた展示スペースでは紹介しきれない多くの資料について、これからもデジタルデータ化を進め、さらなる公開につなげていきます。

また、展示室内にモニターが新たに設置されたことから、広報部門との連携を深めながら、地域の文化財や史跡を紹介する動画を作成し、展示室内での上映のみならず、ホームページを通じた公開も進めていく予定です。

加えて、スマートフォンを活用した形での展示解説の提供なども充実させていき、博物館法改正で述べられた、インターネットを通じた情報提供等も進めていきたいと考えています。

他にも、令和6年度は青梅鉄道開通130周年を迎えることから沿線の博物館と連携した展示や講演会の企画も進んでいます。このような他館との連携についても博物館法の改正で示されており、市内では完結しないような出来事については、今後も他館と連携を進め、単独の展示では示せないような幅広い活動となるように努めていきます。



生活再現展示の様子

武蔵村山市立歴史民俗資料館活動報告

武蔵村山市立歴史民俗資料館

博物館法の改正に伴う資料館への影響について

令和4年4月15日、博物館法の一部を改正する法律が公布され、翌年4月1日に施行されました。改正後の博物館法では、博物館の登録制度の変更、博物館が行うべき事業として博物館資料に係る電磁的記録を作成して公開すること（デジタルアーカイブ）、他の博物館との連携、学芸員その他の職員の養成及び研修など、これからの博物館に必要な規定が整備されました。

当館は、博物館法の対象となる登録博物館や博物館に相当する施設に該当しない、いわゆる博物館類似施設であるため、博物館法改正後も活動内容に大きな変化はありませんでした。しかし、博物館と同様に資料を収集保管することを生業としている以上、改正後の博物館法の趣旨を尊重しつつ、今後の資料館の運営にあたる必要があるものと認識しております。

今回の連載では、博物館法改正後の当館の現在の活動内容、他館との連携事業の紹介及びデジタルアーカイブの現状について紹介します。

博物館法改正後の活動状況

昭和56年11月3日、武蔵村山市立歴史民俗資料館は、狭山丘陵の緑豊かな自然を背景とした1万数千年前から始まる武蔵村山市の歴史をはじめ、人々の生活や自然環境の変遷等に係る資料を収集・保管するとともに、これらについての調査や研究活動を行い、その成果を広く一般市民に公開し、市民の教養、学術、文化の発展に寄与することを目的として開館しました。現在もその目的から大きく逸れることなく、課長、係長及び係員各1名、学芸員の資格を持つ会計年度任用職員2名の合計5名と少人数でありながら、令和5年度には市の指定文化財である指田日記等の貴重な文化財や過去に使われた民具等を収集し、年中行事展や特別展、親子体験教室などの講座の開催を行うなど積極的に活動しています。



令和6年3月20日まで開催される特別展「武蔵村山の遺跡」

他市博物館との連携の紹介

当館では、平成24年度から他館との連携事業として狭山丘陵市民大学を実施してきました。狭山丘陵市民大学は、狭

山丘陵をテーマに市民の多様な学習要求に応えることを目的として、東村山市、東大和市、瑞穂町と共同で開催しています。

令和5年度は、地形や地層、水脈等を取り上げ「狭山丘陵の成り立ち」をテーマに講演会を開催しました。参加人数は4市全体で64人でした。

他市の博物館との連携は、これからの重要なテーマとなります。今後とも他市博物館との連携に力を入れていきたいと考えています。



令和5年12月2日に開催された狭山丘陵市民大学

デジタルアーカイブについて

デジタルアーカイブとは、博物館が収蔵している資料等をデジタルデータ化して保存することをいいます。今後、博物館では、このデジタルアーカイブに加えてデジタルデータ化した資料をインターネット上に公開することが求められます。

当館でもデジタルアーカイブについては、資料の保存と体系化、調査研究の公共化、創造的活動への資料の活用などの面でメリットがあるものと認識しており、課題の洗い出し等を行っています。課題としては、①デジタルアーカイブの対象ともなるべき資料が数万点以上寄贈されたことにより整理が追い付いていないこと②学芸員でもある会計年度任用職員が1名欠員の状態が続いていて通常業務ですら人手が足りないことなどが考えられます。課題の洗い出しを速やかに実施し、デジタルアーカイブの実現に努めていきたいと考えています。



未整理の資料

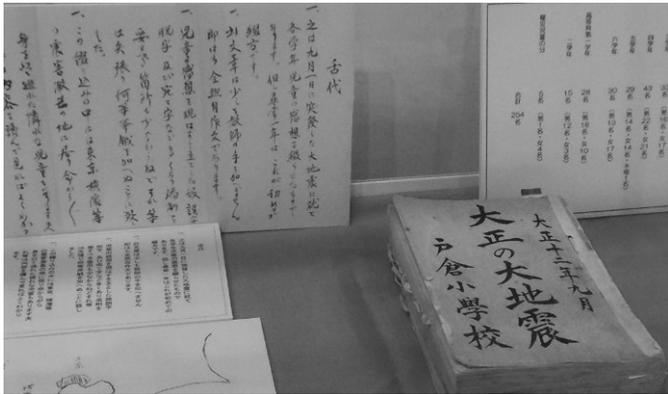
これまでの五日市郷土館の活動について

あきる野市五日市郷土館 小澤 雅也

今年度はアフターコロナとして、ここ数年中止となっていた事業が可能な形に姿を変えながら、だんだんと復活してきた一年でした。こうした社会の変化もあり、これからの博物館のあり方や、求められる機能について転換期を迎えているように感じます。これからの博物館を考えるに当たり、今年度の活動を中心に振り返ってみたいと思います。

当館の活動としては、従来の常設展示や企画展、文化財講座を実施してきました。令和5年度の企画展は以下のとおりです。

- ・企画展「新たに市指定となった文化財－春日明神社の小型海獣葡萄鏡－」
- ・企画展「収蔵写真から見た遊び・運動・スポーツ」
- ・企画展「大正の大地震－戸倉小学校に残されていた関東大震災の記録－」
- ・ミニ展示「郷土の古文書その36 菜種栽培奨励二付触書」



企画展「大正の大地震」の展示の様子

中でも「大正の大地震」の展示は、市内の小学校に関東大震災に関する当時の児童が書いた作文が1つの綴りとなって残されていたため、地震発生から100年の節目となる今年度に企画展を実施したものでした。展示した資料が大正期のため、来館者の中には「私の母が書いた作文でした」などと教えていただくこともあり、地域の歴史が現在へ繋がっていることを改めて感じる事ができる展示でした。

次に、地域との関わりのある事業として「ヨルイチ」と「雛めぐり」を紹介します。当館のある地域は「五日市」と呼ばれ、江戸期には市が並び栄えていた地域です。現在でも、地域の様々な団体が地域活性化のために、年間を通して多様な活動をしています。これらの事業の内、夏に実施する「ヨルイチ」と早春に実施する「雛めぐり」に合わせて、当館敷地内に建つ市指定有形文化財「旧市倉家住宅」を活用した事業を実施しました。

夏の「ヨルイチ」はその名のとおり、夜の街道沿いに屋台などが並び、その中を人力車や浴衣の人々が行き交う事業です。賑やかな地元神社の祭礼とはひと味ちがう、独特の空気が漂う一夜として地域住民だけでなく、市外からの来場者も多くいます。当館ではこれに合わせ、「旧市倉家住宅」での昔ばなしとミニコンサートを実施しています。年に一度の夜

間開館のため、いつもと違う古民家を体験できるのも魅力です。また、この事業は他部署（公民館係、生涯学習係）と共催というかたちで実施しており、昔ばなしは公民館で養成している学習ボランティア「市民解説員」の自主グループである「民話の会」に公演を依頼し、ミニコンサートは市内の音楽ホールである「秋川キララホール」の出張公演としています。



令和5年度 ヨルイチ ミニコンサート

次に春の「雛めぐり」です。こちらは、街道沿いの商店を中心に、様々な雛人形を店先に飾り、周遊を楽しんでいただく事業です。当館では、年中行事の展示として古民家に数十体の雛人形を飾ることと、箏の演奏会を実施しています。こちらも、雛めぐりの実行委員会との共催で実施しており、演奏は地域で活動する箏の団体に依頼しています。



令和4年度 雛めぐり 箏の演奏会

従来の古民家の展示方法は、そのままの古民家を見学してもらうというものが主でした。しかし、これらの事業のように、音楽や昔ばなしのステージとして古民家を活用すると、ありふれたコンサートホールでは味わえない新しい雰囲気を作ることができ、さらに住民にとっても古民家を身近に感じることができます。「ここがあるので見に来てください。」という受け身のスタンスでは地域住民には馴染みません。積極的に地域住民の活動に近づいていくことで、文化財が地域に受け入れられ、真に「地域の宝」となっていくのではないのでしょうか。とはいいつつも、文化財は保存が第一という前提があるため、「活動する場」としての文化財と「文化財の保存」との共存がやはり課題となってくるようです。

博物館法改正と羽村市郷土博物館のこれから

羽村市郷土博物館 枝野 孝彦

羽村市郷土博物館のこれまで

羽村市郷土博物館は、昭和60年4月6日の開館以降、羽村の自然・風土・文化に関する資料の収集、保存、調査研究を行い、その成果を展示や体験学習会、紀要の刊行等を通して公開してきました。

そのなかでも、国指定史跡「玉川上水」の起点である羽村取水堰が所在する市の公立博物館として、都内全域の小学校の団体見学を受け入れている点が特徴です。団体見学の際には、小学校の要望に応じて、展示説明を実施しており、養成講座の修了者で構成される展示説明員（有償ボランティア）の皆様はその役割を担っていただいています。

このほかにも、令和2年度から羽村市郷土博物館のSNS公式アカウントを開設しました。これは、当館の事業に関する情報をより多くの方へ周知することを目的としたものです。



羽村市郷土博物館公式 SNS アカウント

地域の多様な主体との連携・協力

令和5年8月18日から8月31日にかけて「牧野富太郎 羽村来訪100年記念植物標本等展示」を実施しました。この展示は当時、植物学者・牧野富太郎氏を主人公のモチーフとしたテレビ番組が放映されていたことと、大正12年8月26日に実際に牧野富太郎氏が羽村で植物採集を行ったことにちなんだものです。展示では、牧野富太郎が命名した植物と同種の植物標本や、東京都立大学内に所在する牧野標本館所蔵の植物標本を写真パネルにして展示したほか、採取した植物を入れる胴乱の実物資料を展示しました。

本展示は「牧野富太郎 羽村来訪100年記念イベント」として羽村市観光協会と共催で実施したものです。このほかにも、羽村市観光協会では自然観察会や記念講演会の開催、羽村市図書館での関連書籍の展示、羽村市動物公園での植物採集イベント、羽村市商工会による牧野富太郎ゆかりの伝統野菜「牧野野菜」を使った料理を提供する市内飲食店の紹介など、多様なイベントが実施されました。

今回の博物館法改正では、文化観光の推進を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされており、前述したような幅広い分野との連携事業についても積極的に取り組んでいきたいと考えています。



「牧野富太郎 羽村来訪100年記念植物標本等展示」

デジタルアーカイブの課題

改正された博物館法には、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」と記載されており、博物館の事業として収蔵資料をデジタルアーカイブ化することが定められました。当館では、クラウド型の収蔵資料管理システムを導入しています。今後は、公開する資料情報の範囲を明確にし、デジタル画像の追加撮影を行うなど、収蔵資料の再整理を進めることで、活用しやすいデジタルアーカイブの構築を進めていきます。

おわりに

現在は、これからの博物館に求められる役割を果たしていくために、他館の取り組みについて情報収集を進めているところです。

今後も、三多摩公立博物館協議会加盟館の皆様と情報共有を行い、博物館運営上の課題解決を図っていきたいと考えています。

どうなる？ どうする？ 今後の清瀬市郷土博物館

清瀬市郷土博物館 古川 百香

はじめに～改正博物館法施行前夜

清瀬市郷土博物館は、令和3年度に市の全庁的な組織改正に伴い、教育委員会から市長部局の企画部（当時。現・経営政策部）へ移管となり、また令和4年度には同部に新設されたシティプロモーション課の一係に位置づけられるなど、改正法施行以前より、文化観光やまちづくりといったシティプロモーションを視野に入れた活動を展開していくことが求められるようになった。そこにこの度の法改正が加わり、当館が市の社会教育施設及び文化的拠点として今後どのように発展していくべきか、事業を行いながら試行錯誤を重ねているところである。

令和5年度の事業展開～いくつかの新しい試み

令和5年度は、従来の博物館活動に加え、新しい試みとしていくつかの事業を実施した。その一部をここで紹介したい。

まず、新任職員研修における「郷土学習」である。清瀬市の新任職員が博物館を利用し、市の歴史や文化について学ぶことで、シビックプライドの醸成や習得した知識を業務やまちづくりに活かしていくことを目的としている。同時に庁内での博物館及び事業の周知を図ることも意図しており、職員提案（提案者は筆者）の採択により初めて実施した。年度初めの研修においては当館学芸員が市の歴史概略を講義し、フォローアップ研修では郷土の食文化を学ぶことを目的に、当館の伝承スタジオでうどん作り体験を実施した。

改正法において博物館の事業として改めて位置付けられた「地域との多様な主体との連携・協力」という観点では、当館所管の古民家・旧森田家（市指定有形文化財）での体験事業において、清瀬中学校の箏曲部を招き演奏を披露していただいた。体験事業を通して文化財の活用を図るとともに、コロナ禍もあって減少傾向にあった生徒たちの発表の場を提供することにもつながった。また、市内在住のアーティスト、地元メディアとの連携事業として「アーティストックきよせ」と題したトークイベントを開催した。各アーティストの制作活動の紹介のほか、「清瀬に住み、活動することによる良さ」について話していただき、改めて清瀬の魅力を発信するシティプロモーションの機会創出を図った。

清瀬市郷土博物館のこれから

先述のように、組織改編や法改正などを受け、これまでの博物館活動に加えて新たな展開を試みているところであるが、令和7年の開館40年を控え、今後の当館の在り方そのものにも変革が求められている。

そこで、現在中心となっているシニア層に加え、若者や子育て世代など新たな層が日常的に足を運びたいと感じてもらえるような、展示や場づくり、シティプロモーションの重点拠点を目指すため、当館では現在、魅力向上を図るための計画策定を進めているところである。映像や体験できる展示コンテンツの導入や、展示室以外の既存スペースの効果的な利

活用を検討するなど、基本理念やコンセプトを改めて見つめ直し、将来にわたって持続的な活動を展開していくことができればと思う。

また同時に老朽化に伴う全体的な施設設備改修の課題にも直面している。今後の計画にあたっては、それらの改善も含めて誰もが利用しやすい博物館となるべく検討していきたい。

おわりに

今後の施設維持や展示活動に係る展望については方向性が定まってきたが、他にも課題ややりたいことは山積しており枚挙にいとまがない。人も時間もお金も限りがある中で、どれだけ発展させることができるのか…？しかし、博物館の持つ可能性はまだまだあると思う。博物館をひとつの文化的拠点として、清瀬に「住み続けたい」「住んでみたい」と思ってもらえる市民やファンを増やしていくことを大きな目標として、今後も継続的に発信を続けていくことができればと考えている。



新任職員研修での郷土学習（うどん作り）



旧森田家での中学生による箏曲演奏



市内在住アーティストによるトークイベント

博物館法改正に伴う連携等の取組状況について

立川市歴史民俗資料館 浦島 利浩

博物館法改正の影響 博物館法の改正で登録博物館ではない当館は直接の影響はないものの、登録要件の改正により審査の経過措置期間を経た5年後に登録・未登録館の推移と、努力義務に掲げられた「デジタル」「連携」をキーワードにした事業活動での、先進博物館の取組事例に注目している。

当館の設立経緯 立川市歴史民俗資料館は地域の文化財を収集保管し、地域の歴史や文化、自然風土に係る資料の展示を通じて学習活動への寄与を目的とし、1985年に開設された公立の社会教育施設である。社会教育施設の整備で進展見られぬ博物館構想に憂慮した旧家の有識者が土地を寄付し、総合博物館整備までの暫定施設として設置された。開設当初は展示室と講座室、収蔵庫をコンパクトに配し、その後発掘資料の増加と世代交代を機とする旧家からの歴史資料の寄贈・寄託、建替えによる民俗資料の急増により、1991年には収蔵庫の増床にあわせ、博物館事業を担う設備、体験等学習室等を設ける増築を行った。小規模ながらも博物館の事業活動ができる設備が整っている。なお、博物館法に定める施設、館長・学芸員等運営面での登録要件は現在も満たしていない法律外の類似施設だが、公立でもあり事業内容等は郷土資料を扱う博物館に準拠するように努めている。

博物館法第3条の見直し 条文の第1項第3号では資料の収集・保管・蓄積と文化の継承に係る点で、デジタル記録の作成とその公開が明示された。第2項では資料の相互貸借を含む博物館間の連携、第3項では博物館資料や活動成果を活用し、学校や社教施設、関係機関や民間団体等と連携協力した多世代への学びの提供と地域の教育、文化の振興、観光推進への対応など、地域への貢献が記されている。この事業自体は、以前から博物館の役割や今後の方向性について課題認識されてきた事項で、多摩公立博物館協議会でも研修等でテーマにされてきた内容である。先進例を参考に当館でも取組を開始している。

デジタルアーカイブ 映像や写真資料のデジタル複製化を行い、保存と利活用に資する整備を開始している。2021年にはフィルムや磁気テープで記録された映像資料132点を、2022年には約17,000点の写真資料を対象に行った。利用者の多くは、出版報道等の民間事業者で、地域の古い画像を広報目的に使用するケースが多い。複製等の利用時はデジタル複製資料を提供するため、著作権の取扱いや管理方法に課題を残すが、収蔵資料を公開活用する社会的貢献が図られる取組と考えている。画像や資料のインターネット上での閲覧公開についても検討中である。収蔵資料台帳をクラウド型システムで管理し、将来的には資料台帳の公開を行うことで、利用者がシステムを介してサービス提供が受けられるような配信方法を検討していきたい。

地域連携と地域貢献の現状 当館の事業活動、講座等で協力関係にあるボランティア団体、養蚕と機織り文化の継承を目的に設立された団体の「とんからりん」、郷土の年中行事や食の文化等を伝える「立川民俗の会」と協働で体験学習事業

を開催している。博学・博社・博福の連携により小中学校や図書館等の社会教育施設、福祉施設からの依頼を受け、出張講座では当館職員だけでなく、ボランティア団体会員も講師として活動する地域連携と地域貢献双方に供するケースもある。学校支援では出張授業や団体見学時の体験活動を、福祉支援では、高齢者に回想を促す展示や福祉施設からの要請を受け、郷土史を学ぶ講座への講師派遣を行っている。

また、市内の民間企業、駅前商業施設や地域経済と繋がり深い金融機関から、地域や郷土文化を紹介する催し、展示会への写真資料の貸出出品や展示企画へのサポートを行う例もある。市の広報やシティプロモーションにも係ることで、当館の事業活動を周知する機会にもつながるので協力して取組んでいる。



上：2017年 たましん富士見町支店 店舗の窓での写真展
左：2023年 立川高島屋店内 店舗の歴史と地域の歴史を振り返る写真・映像展

博物館連携 多摩地域の各館とは資料の貸借や、共通テーマとなる企画展や講演会等を開催し事業連携を行っている。類似施設の当館は資料の展示環境が未認証で、国指定文化財の公開承認施設ではないので、借用資料の展示には制限があり相互にメリットのある連携は難しい。一方、市内には国の研究機関が所在するため、市との連携協定による共催事業を開催している。当館の収蔵資料を持ち出した研究機関での出張展示や、研究機関の講師による市民向けの講演会を開催し相互連携を行っている。



2017年
国立国語研究所
ニホンゴ探検
立川市歴史民俗資料館の出張展示開催状況

今後の展望 当館の連携状況を列挙したが、今後も地域の伝統行事にかかわる体験型事業や、民間事業者とのコラボによるノベルティ製作等、認知度の向上を図る様々な施策が思い浮かぶ。直面する課題として施設老朽化、収蔵スペース不足、専門職員が少なく資料調査や目録整理も進まずデジタル複製にも辿りつかない現状がある。今後の持続的な運営には、地域社会への役割を自らが発信し知らせること、連携先からの支援や協力も重要になることを、本法改正は示しているのではと考える。

資料館の現状と展望

檜原村郷土資料館 清水 達也

初めに

令和5年4月に「博物館法の一部を改正する法律」が施行されました。そしてこれからの博物館運営がどう展開していくのかについてなのですが、檜原村郷土資料館は登録博物館や指定施設にはなっておらず、博物館法ではなく檜原村の条例に則り運営しております。条例の内容としまして博物館法改正前に近いため、今回改正されたデジタル・アーカイブなどについては記載がありません。

そのためここからはあくまで私個人の考えとして、檜原村郷土資料館の現状とこれからの展望を書かせていただきます。※あくまで私の私見、かつ勉強不足により主旨や内容など、間違えている部分もあるかもしれませんのであらかじめご了承ください。

デジタル・アーカイブについて

デジタル・アーカイブについては現在のところ檜原村では文化財保護アドバイザーをお願いしている西村慎太郎氏により一部目録化を進めてはいますが、デジタル化などは実施できていないのが現状です。

まずデジタル配信については現在のスマートフォンやタブレットの普及によるインターネットの利用のしやすさ、そして檜原村の立地（交通の便が悪い）などを考えるとインターネットでの配信も考えていかなければならないとは考えてはいますが、私見としましては、資料館に来なくてもすべてを見られるようにしてしまうと、資料館を目当てにいらっしゃる方が檜原村に来る機会を減らしてしまうということになりかねません。

檜原村は自然と人の共存・共生から始まった場所であり、滝や木々などの自然の良さと、交通や買い物などの生活するうえでの不便さなどを直接体で感じてもらうのも、実際の檜原村を知ってもらうためには重要なことと考えており、地域連携（観光案内など）の面でも檜原村郷土資料館に来ていただいた方に窓口などで文化財はもちろんのこと、滝などの観光や食事処などを聞かれる事もよくあり、その会話の中で檜原村を紹介していくことが多々あります。そのためそういった機会を無くさないように配信を行う場合にはどういった方法がいいのかよく考える必要があると考えます。

デジタル化に関しては、木や紙を食べてしまう文化財害虫や湿気などによるカビなどで汚損や破損が起きてしまうことや、昨今増えている大雨や地震による建物の倒壊や土砂災害、火災などによって貴重な資料が喪失してしまう可能性が無いとは言いきれない現状、後世へ残していく手段の一つとして重要なものと考えます。

また、他の資料館や施設、各種メディアなどへ写真などの提供を行う際に、これまでは基本はその都度職員が撮影を行っていましたが、物品によっては撮影時の劣化や破損を防ぐためあまり表には出たくないものもあり、きちんとした写真データを前もって撮っておけば、今後の資料提供の際に提供しやすくなるかと思われます。

最終的にはすべての資料をデジタル化しデータのコピーを別施設などで保管し、インターネットなどで一般公開できるのが望ましいことは確かですが、撮影にかかる費用や担当者の不足などの面ですぐ実施とはいかないのも事実です、もし将来的に進めていくのであれば虫食いやカビ、自然災害などで汚損や喪失が起りやすい古文書や古書籍、そしてネガフィルムなどの写真原版や生写真など、経年劣化により失われてしまう可能性が高いものから順次実施していければと考えております。

地域や団体との連携や還元について

村内への情報提供や物品の貸出などは観光協会のイベントや団体のイベント時に文化財や歴史について、図書館には図書館利用者へのレファレンスサービスへの情報提供や資料提供を現在行っており、物品の貸出は檜原村都民の森へは熊の剥製や林業に関する道具、藤倉地域にある重要文化財小林家住宅には昔使われていたお膳などの貸出を行うなどしており、小学校の授業への協力も行っております。

また、令和4年度ですが西村慎太郎氏に講師をお願いしこの時は檜原村民向けでしたが「歴史講座 檜原村の歴史を古文書から知る」を実施でき、今後もこのような講座を村内外に向けて継続していければと考えております。

他地域の博物館や団体へは、貸出については最近ですと武蔵御岳神社様へオオカミの骨の貸出を行い展示していただき、そのほか書籍やウェブサイトへの掲載も可能な限りご協力させていただいています。

情報提供や貸出・提供などはこれからも継続して行いつつ、新たな要望にも応えられるよう体制を整えていきたいと考えている所存です。



都民の森 山仕事道具



西村氏 檜原村歴史講座

博物館法改正 今までもこれからも地域に根差して

日野市郷土資料館 白川 未来

はじめに

令和4年4月「博物館法改正」成立の前後は、博物館も含めて世の中全体が「コロナ」の対応に追われていました。そして、日野市では令和3年度に、郷土資料館、生涯学習課文化財係、新選組のふるさと歴史館を統合し、「ふるさと文化財課」を設置する組織改編が行われました。このような、激動の時期に行われた博物館法改正でした。令和5年4月の施行から何かが急に変わったのではなく、時代の流れとともに日野市郷土資料館のあり方は変化してきました。当館は平成17年の移転以来、市民活動との連携、地域に出向く活動に力をいれてきました。旧校舎を活用した資料館では、展示設備の充実や集客も多く望めないという理由もあってのことでした。博物館法改正に関連して当館が取り組んできた地域との連携について紹介します。

市民団体との連携

市民参加の調査では、資料の調査や整理に関わる手が増えることで、整理作業が推進されます。これは単に働く「手」を確保するだけでなく、生涯学習の場を提供することで、自ら学び地域の魅力を深く知り、愛着を持って伝える市民を増やすことになります。

郷土資料館が参加を呼びかけて結成された団体としては、「真慈悲寺調査の会」、「勝五郎生まれ変わり物語探求調査団」、「七生丘陵調査団」、「サイノカミ・どんど焼き勉強会」が継続して活動を続けています。また、民具の整理調査を行う「程久保ボランティア」は市民の自発的な提案から活動が開始されました。それぞれのテーマに興味をもつ市民が参加しています。調査ボランティア講座などの学習会の開催から始まり、共に調査活動を実施し、得られた成果を発信します。調査内容や撮影した写真が展示に生かされ、報告書を執筆したりすると形あるものとなります。時にはガイドとして、市民の案内役を務めて成果を伝えていきます。発信まで行うことが、目標となり、やりがいにつながります。SNSのように、瞬時に広く拡散するものではありませんが、家族へ知人へと地域の魅力が伝わっていきます。公民館の講座を契機に結成された「日野の古文書を読む会」や「日野の昭和史を綴る会」といった市民団体と連携し、定期的に会合を設けて調査活動を実施しています。

百草・倉沢エコミュージアム事業

日野市百草・倉沢地区は、緑地や農地が比較的残された自然豊かな地域で、万蔵院台遺跡、中世の真慈悲寺、名勝百草園など歴史の話題も豊富です。この地域の文化財の魅力を市民とともに再発見する取り組みとして、当館も含むふるさと文化財課として令和3年度に開始しました。

具体的には、地域で採集され寄贈された縄文土器の整理、土器づくり体験、見学会、講演会、子ども向けにも土器洗い体験や散策と縄文オーナメント作りなどの事業を実施してい

ます。「考古隊」と名付けたグループは継続参加する市民が縄文土器の整理や復元作業にたずさわりながら、考古学や縄文時代について学びを深めています。この活動でも学ぶ市民がゆくゆくは発信者となっていくことを目指しています。また地域の見学会では農家や自然保護団体にご協力をいただき、地域で活動する方々との繋がりも築きながら、エコミュージアム事業を発展させる計画です。



親子参加の百草地域の雑木林散策

学校との連携

学校との接点は社会科見学の展示案内や、出張授業があります。社会科見学は小学校3年生で実施されるため、3学期に予定されている日野市の移り変わりの予習として昔の道具について、日野市の地形など地域学習の希望があります。出張授業では、昔の道具を持ち込んで説明を行っています。

中学校では、職場体験や地域学習でのグループ活動で来館します。特別支援学校（小～高）からも地域学習のための見学や出張授業の依頼がありました。

社会科見学や出張授業では、学校の希望を取り入れてスケジュールを組み立てます。担当教諭の希望を時には叶えられないこともあります。提案いただく方が、こちらとしてもやりがいを感じます。

直接学校の対応をするだけでなく、校長会や教育委員会の広報紙での情報発信のほか、教育センターが主催する「郷土教育推進研究委員会」に学芸員も加わり、研修会・研究授業協力、資料提供などを行い、学校の状況を知る機会になっています。

児童・生徒が地域のことを学び、魅力を知ることが、将来を担う子供たちが築く地域社会がより良いものとなることにつながっていくでしょう。

おわりに

博物館法改正については報道もされ、これからの「博物館のありかた」にも注目が集まりましたが、一般的に普及していることではありません。法の目指すことが地域に生かされるように、地域に根差した活動を引き続き実施してまいります。

博物館と観光～日野市立新選組のふるさと歴史館の取り組み～

日野市立新選組のふるさと歴史館 金野 啓史

はじめに

日野市立新選組のふるさと歴史館は、日野市とゆかりが深い新選組に関する情報を発信する施設として、平成17年4月に設置された。その位置付けは観光施設であり、市長部局に置かれている。令和3年の組織改正により、郷土資料館、生涯学習課文化財係と統合してふるさと文化財課となり、教育委員会と市長部局の共管となったが、市長部局所管の観光施設であることに変わりはない。

令和5年4月から施行された改正博物館法では、博物館の事業として、文化観光の推進をもって地域の活力向上に寄与するという努力目標が定められた。これに鑑み、本稿では新選組のふるさと歴史館の取り組みを紹介する。

新選組のふるさと歴史館のこれまで

日野市内には新選組にかかわる史跡や史料が数多く残り、新選組隊士や縁者の子孫が運営する資料館も立地している。日野市はこれらを地域資源としてとらえ、「新選組のふるさと日野」を謳ってシティプロモーションに取り組んできた。平成16年のNHK大河ドラマ「新選組!」はその追い風となり、放映の翌年、既存の日野市ふるさと博物館を移転させて郷土資料館とし、言わば居抜きで新選組のふるさと歴史館が開館した。所管施設はほかに日野宿本陣と日野宿交流館があり、前者は日野本郷名主で新選組の支援者であった佐藤彦五郎の屋敷、後者は観光案内所と展示・集会施設を兼ねた複合施設であり、共に日野本町（かつての甲州道中日野宿）にある。

当館は展示等を通して新選組に関する情報を発信し、日野市への来訪を促し地域の活性化をはかる役割を担っている。新選組、幕末維新、甲州道中日野宿をテーマに各種展示をはじめとした諸活動を行っているが、これに加えて観光関連部署と連携して新選組を題材とした漫画・アニメとのコラボレーション事業や出張イベント、企業と連携したスタンプラリー、インバウンド対応事業などを展開し、日野市への誘客事業に積極的に取り組んできた。また日野宿本陣では、日野本町地区の活性化を目的に、「お雛さまを愛でる会」など五節供にちなんだイベントや、落語会、歌舞音曲の会などを行ってきた。

新選組は小説、漫画、アニメ等の題材になることが多く、若年層の女性からの人気が高い。小規模な施設ではあるが、コロナ禍前の年間入館者数は2万人に達し、6割程度が若年層の女性であった。また、全体の約8割が日野市外からの来館で、その範囲は海外にも及んでいる。

史料と創作・伝承

新選組のふるさと歴史館の日常の業務は、史料の収集保存、調査研究、普及啓発であり、教育委員会所管の博物館と変わらない。平成17年の設置後、新選組の事績を4期に分け、年1回の特別展を開催して史料と情報の蓄積をはかり、

その成果を踏まえて平成22年から常設展「新選組・新徴組と日野」を開始した。その後は特別展のほか、小中学生を対象とした夏休みの企画展と、小説や映画、マンガ、アニメなど新選組に関する創作物を題材とした「描かれた新選組」展等を例年開催し、ほかに新選組をテーマとした公募書展である「新選組書展」や、天然理心流剣術の演武といった行事も行っている。

当館では、これらの諸事業を行ううえでの基本姿勢として、史実と創作・伝承との峻別を心掛けている。

例えば令和元年に土方歳三没後150年を期して開催した特別展「土方歳三」では、史料に立脚して土方歳三の実像を描き出すことに徹し、巷間語られていながらそれを立証する史料が見出せない事項については敢えて展示を行わないという姿勢で臨んだ。一方で土方歳三に関する地域の伝承や創作作品に関する展示も行ったが、本編と切り分け、別室での展示とした。

さきに触れた「描かれた新選組」展も、創作物の紹介ではなく、そこに描かれた新選組の姿から、新選組の持つイメージの変化や、ファンの傾向を探ることを趣旨としている。

新選組の人気は、司馬遼太郎をはじめとした数々の創作作品の影響が大きく、創作と史実とが混同されがちだと指摘される。世に阿ることなく史料に基づいた情報を発信することは、博物館として当たり前のことではあるが、観光施設という立ち位置にある当館においては、尚更強く意識すべきだと考えている。

文化財保護法と博物館法の改正

平成30年の文化財保護法の改正では文化財の活用が謳われ、令和2年の文化観光推進法を経て、今般の博物館法の改正では、文化観光施設としての機能が博物館に求められることになった。

新選組のふるさと歴史館の活動は、ここで言う文化観光施設と方向性を同じくしているとも言える。だが、史実と創作、文化財の保護と活用、教育と観光といった課題にどのように向き合うのか、学芸員としての姿勢がこれまで以上に問われることになろう。

先述の通り、新選組のふるさと歴史館は令和3年から教育委員会と市長部局が共管するふるさと文化財課の一施設となった。この組織改正は、学芸員のマンパワーを結集し、分野や時代を超えた柔軟な視点から地域の文化財を相互に関連付けて把握することを意図したものであった。

新選組はたしかに日野市に人を惹き付けるキラークンテンツだが、市内にはそれだけにとどまらない優れた文化財が多数存在する。それらを多角的な切り口でとらえて有機的につなぎ合わせ、大きな日野市の物語を紡ぐことが、ふるさと文化財課の目指すところである。文化観光という語は、稼げない文化財を捨て置くのではなく、そのような文化財を守るために用いたいと考えている。

小金井市文化財センターの在り方と課題

小金井市文化財センター 高木 翼郎・海谷 和秀

はじめに

今年度より施行された博物館法改正の内容は、大きく「博物館登録制度の条件緩和」「『博物館に相当する施設』の指定制度の見直し」及び「デジタルアーカイブの推進」「館による主体的な人材の養成」「博物館と地域、博物館同士の連携」を促したものと言える。

当館は昭和5（1930）年に（財）日本青年館の分館「浴恩館」としてその歴史をスタートし、昭和48年より所有が当市に移管され市青少年センターとして利用、平成5（1993）年には建物内部を改修して市文化財センターとして再スタートし現在に至る。旧浴恩館時代の敷地の一部は小学校と浴恩館公園に整備され、隣接地には公民館及び図書館機能を有する市緑センターも整備され、当該地域の生涯学習の拠点となった。雑木林が広がる公園の特性も含めて地域市民にとって歴史のある憩いの空間となっており、今回の法改正と照らし合わせて、あらためて当館の在り方と課題を考えてみたい。



浴恩館公園内に立つ小金井市文化財センター（旧浴恩館）

施設の現状

「デジタルアーカイブの推進」については、当館においても近年その必要性が検討されている。特に、展示室での実物展示が難しい大判の地図や、大量の近世文書類など、史料価値が高いものの展示が実現されていない資料群について、保存管理の観点からもデジタルデータ化及びその公開が急務となっている。

しかし、当館及び当市教育委員会（以下、当市教委）におけるこれまでの運営体制としては、限られたスペースでの実物展示及び市史編纂を中心とした書籍刊行事業、講座等の関連イベント事業などに限られており、現体制での「デジタルアーカイブの推進」は、予算的にも人員的にも困難であると言わざるを得ない。地域資料を有する図書館や美術館等の横断的な視点での連携が望まれる。

なお、当館は昭和5年移築の木造建築物に改修を重ねなが



展示室内

ら展示施設として使用してきており、建物の老朽化、展示スペース及び資料保管スペースの不足、資料保管環境の悪化等、展示施設として使用の存続を検討すべき段階に来ているのが実情である。今回の博物館法改正、デジタルアーカイブの推進に合わせて、市全体の文化財又は地域資料の保存体制の見直し、全体計画の立案が必要と思われる。

当館では、施設の規模、職員数の少なさの点等から、博物館実習生の受け入れ等を行うことができない。一方で、市民協働の観点で郷土史に精通した市民や経験者を「市民協力員」として適宜任用し、地域と協働し、相互に育成の場ともなっているのが現状である。

当館及び当市教委では毎年「地域史講座」「文化財講演会」「史跡めぐり」等の講座・イベントを行い、多数の市民に参加いただき、市の歴史・文化の情報発信、文化財保護意識の啓蒙に寄与してきている。また、外部団体によるウォーキングルートやスタンプラリーのチェックポイントとして利用される事も多く、フィールドミュージアム拠点施設として的一端も担っている。法改正により、今後はより一層、近隣他市・他施設と連携したイベント開催・共同学習事業などが期待される。

おわりに

令和6（2024）年度からは、当館が所在する浴恩館公園（市長部局所管）に指定管理者制度が導入され、隣接する市緑センター（当市教委所管）も民間による管理委託等が始まる予定である。当館を取り巻く環境が変化していく中で、市指定史跡「旧浴恩館」という特性と博物館機能を併せ持つ当館の在り方を考え、延いては市全体の文化財・地域資料の保存体制を検討する良い機会としたい。博物館法改正により、今後、当館と地域との関わりをどのように維持・発展させていくのかが問われており、当市における生涯学習の拠点として、その在り方は今後の課題となるだろう。

国立市広報移管写真資料の活用にあたって

くにたち郷土文化館 中村 良和

改正博物館法

約70年ぶりになされた博物館法の単独改正。いくつかある改正事項の中で、博物館の事業を規定した法第3条第1項第3号で、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が新設された。資料のデジタル化による保存とインターネットを通じた公開は、地域住民への成果の還元や創造的活動への活用等において重要性が高まっている。また、新型コロナウイルス禍でデジタル・アーカイブの有効性が改めて認識されたことは記憶に新しい。このような背景のもとで、今改正において資料のデジタル化とその公開が追加されたようである。

現場で日々、直接資料を取り扱っている学芸員にとって、資料のデジタル化やそれを公開することの重要性・有効性は身に染みて感じていることであろう。その取り組みを進めること自体に異を唱える理由も見出し難い。しかしながら、実際にこれを進めていくとなると、クリアすべき課題が山積している。これはひとり当館のみの状況ではないと考える。

資料のデジタル化とその公開に関し、当館が取り組んでいる内容と抱えている課題等について、以下、現場でもがく一学芸員として意見を述べてみたい。

国立市広報移管写真

当館では、国立市広報から移管された写真資料を収蔵している。「国立町」であった昭和30年代から、デジタルカメラでの撮影に切り替わる前の平成14年度まで、その間に広報が撮りためた35mmネガフィルムを中心とした資料群である。広報紙掲載の写真でも、既に散逸し確認できないものが多くあるのは残念だが、地域を知る上で貴重な資料であることに変わりはない。

当館では、この移管写真を利用した展示を何度も開催しており、市制施行50周年記念として平成29年に刊行した写真集『くにたち あの日、あの頃』には、計257枚に及ぶ広報移管写真を掲載し、公開してきている。

広報移管写真のデジタル化は、少量ながら毎年度継続して進めており、現在、43,812コマ分が完了し、館内のデータベースに登録されている（今年度は1,400コマ分をデジタル化中）。外部からの所蔵資料の使用申請でも、デジタル化された写真資料の使用頻度は高く、広報紙や地域の情報誌、自治会や学校での行事等で利用されている。

今後の活用のために

広報移管写真は、移管時にファイリングされていた写真・ネガから順次整理を進めている。難問なのが、段ボール箱に写真やネガが雑然と収められているもので、これが移管時の状態のまま数多く残されている。現段階で整理にすら着手できておらず、広報移管写真の全体像の把握は未だにできていない。整理作業はアルバイト職員が主体となって進めてくれており、本来イニシアチブをとるべき学芸員は、担当事業や

イベント、事務処理に追われ、資料と向き合う時間がまともに取り替えていない。整理作業が遅々として進まない一因がここにあると感じている。

写真資料は、視覚に直接訴えかけ、見る人に様々な記憶を呼び起こさせる力を持っている。反面、それ単体では、いつ・どこで・何が撮影されたものか把握し辛い資料でもある。調査による裏付けもなく安易に利用すれば、「懐かしさ」を醸成できても、地域の歴史を十分に語らせることは難しい。移管時に写真に付帯していた情報は乏しく、特に年代の古いものは、何を、いつ撮影したものかの情報はほぼない。当館で資料化するにあたり、広報紙等による確認や調査を行い、撮影内容等の情報を付与しなければ、地域資料として提供価値があるものにならない。しかしながら、前述のごとく、学芸員が資料と向き合う時間がまともに取り替えていない現状では、ましてや調査・研究をや、なのである。資料に関する調査・研究は、博物館法に定められた事業のひとつであるが、各学芸員による「任意の活動」にその多くを頼っているという悲しい現実にある。

当館では、幸いにして、学芸員活動について現場の意見を尊重してくれる傾向にある。この点は大変有難く、私も斯くの如く好き勝手を述べている訳だが、博物館法の改正を受けて、館としてどのように資料活用を進めていくか、その方向性を定め、そのためには如何なる労務管理が必要かを考慮する時期だろう。

当館は所謂「博物館類似施設」であり、博物館法に位置付けられた施設ではない。資料保存のためのデジタル化や複製にあたり、博物館法上の施設でなく、著作権法第31条の「図書館等」に該当しないことが、活動に支障を与えないか気懸りである。博物館法の今改正では、登録制度の見直しがなされた。今後の活動領域を見据え、博物館法上の地位が与えられた施設となるべきか否か、国立市を含めた真摯な検討が必要ではなかろうか。

おわりに

広報移管写真をデジタル・アーカイブとして公開するにあたり、著作権法等の法的な対応のみならず、肖像権などの権利関係の処理は、現場の学芸員にとって頭の痛い問題のひとつである。三博協にあつては、これらの問題へ既に取り組んでいる館もあるだろう。博物館法第3条第2項に、博物館等の間の連携・協力の努力義務規定が置かれた。三博協での情報交換などを通じて、資料公開に歩みを進めていけたらと大いに期待している。



市制施行翌年（1968年）の市報正月号1面掲載の写真

郷土博物館のこれまでとこれから

東大和市立郷土博物館 阿部 道子

はじめに

東大和市立郷土博物館は市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため平成6（1994）年4月29日に開館し、令和6年には30周年を迎えます。当館では主に郷土史の研究・保存、プラネタリウム、狭山丘陵の自然保護・観察と啓発活動を行っており、郷土史については戦災遺跡の旧日立航空機株式会社変電所の保存・公開事業、東大和市縁の日本画家である吉岡堅二画伯の旧邸や作品の管理・公開など幅広く取り組んできました。



東大和市立郷土博物館外観

教育普及活動

様々な事業の中で、開館当初より当館で特に力を入れてきたことに教育普及活動があります。理科や社会、生活科、総合的な学習など、全てを合わせると年間100件以上の学校教育や講座に携わっています。

というのも東大和市は様々なフィールドワークに適した環境に恵まれているのです。

市の北側には狭山丘陵が広がっていて、自然と触れあい、遊びながら里山の不思議を学べますし、他にも自然科学の分野であれば、プラネタリウムや天体望遠鏡がありますので、天体学習をすることもできます。

収集した民具に実際に触れながら郷土の歴史や、人々の生活について思いを馳せることも大事な学習活動のひとつです。

これらについて授業をするため、学芸員が学校に出張することもあります。

近年では中・高校生向けに「ぼくらのプラネタリウム」と題し、天文部の発表の場となる企画も実施しています。

ボランティアとの連携

現在、郷土博物館に協力していただいているボランティアは、環境教育ボランティア、星空ボランティア、文化財ボランティア、オオムラサキ増やし隊があります。

それぞれ小学校の授業での環境学習の指導や、観察会などの講座協力、変電所・旧吉岡家住宅の公開協力、オオムラサキ保護のための環境整備に協力していただいています。

東大和市には、市民による保存活動から始まって、ついには旧日立航空機株式会社変電所が市の文化財に指定されるなど、市民が主体となって地域の文化・環境を守ってきた歴史

があります。地域住民自身が、地域の文化・歴史の価値を認めてきたからこそ、消えることなくひとつの史跡が残ったことを思えば、今後も市民が積極的に地域の歴史や文化の保存・発信に関わっていける市であってほしいと思います。



空襲の傷跡が残る旧日立航空機株式会社変電所

狭山丘陵市民大学

近隣市の博物館同士の共催事業としては、狭山丘陵市民大学という講座を継続して実施しています。

東大和市と狭山丘陵を同じくする東村山市（東村山ふるさと歴史館）、武蔵村山市（武蔵村山市立歴史民俗資料館）、瑞穂町（瑞穂町郷土資料館けやき館）の3市1町で、狭山丘陵を中心とした歴史や文化を学ぶ講座です。興味深いのは、狭山丘陵を共有しつつも地域それぞれの特色が出てくることです。

21回目となる直近の講座では、令和5年12月2日（土）に「狭山丘陵の成り立ち」と題して、地質・地形から狭山丘陵の形成について取り上げました。



令和5年度狭山丘陵市民大学のチラシ

まとめ

博物館法の改正はありましたが、郷土の歴史や文化を研究・保存し、未来へ伝えていくことが博物館の役割であることは変わりありません。地域の歴史や文化は、その地域に暮らす人々のアイデンティティのひとつでもあります。現代では様々な情報があふれ、各地で同じような便利な暮らしができるようになりました。それでも市の個性までも均一化されてしまわないように、ぜひ自身が暮らす「この市ならではの」を大切にしてもらいたいです。そのためには博物館は、市民が地域の歴史や文化にアクセスできるようにするだけでなく、積極的に発信していくことがより重要になるのではないでしょうか。

パルテノン多摩ミュージアムにおける地域連携

パルテノン多摩ミュージアム 橋場 万里子・仙仁 径

パルテノン多摩ミュージアムでは、2022年、「地域まるごと博物館」をコンセプトに、ICTなどを用いつつ、市民学芸員とともに地域連携を進める構想を掲げてリニューアルしました。この1年間、当館で展開してきたさまざまな事業・活動は、多様な連携、地域貢献、データベースの蓄積など、改正博物館法の趣旨にも合致する内容であったように思われます。ここではその一部をご紹介します。

担い手の裾野を広げ、新たな切り口をもたらした市民学芸員

地域をつなぐ市民学芸員の活動は、第2期生を迎え、多様な切り口の事業を実施することができました。

①街角アート鑑賞ツアー

市民学芸員が多摩市と多摩ニュータウンにある街角アートを調査し、その成果をもとに対話型鑑賞をおこなう市民向けのツアーを開催しました。調査成果は4階廻廊展示や、丸善多摩センター店連携展示などにも生かし、最終的には「地域資源データベース」で多くの方が参照できるようにしました。多摩ニュータウンの街角アートは開発者の設計思想にかかわるものもあり、地域史の新たな切り口となったと考えています。

②橋の冊子の制作

歩車分離を陸橋で行っている多摩ニュータウンでは、「橋」がまちの特色のひとつです。網羅的に橋を調査した市民学芸員の成果を、有志が冊子にしました。4階廻廊・丸善多摩センター店連携展示を実施後、今後はデータベースに蓄積する予定です。

①②は、いずれも多摩ニュータウン開発を理解する上で重要なテーマであり、市民学芸員の活動によって新たな視点が切り拓かれたと考えています。このほかに、子どもの絵を用いたトレーディングカードづくりや、絵図の調査、まちの色彩調査（後述）、特別展時の寄付箱の考案、制作（後述）など多様な活動を実施しました。また、2023年末には国立歴史民俗博物館のご協力により、水損資料の保全WSを市民学芸員や文化財関係者の研修会として実施し、資料保全の裾野を広げました。

支援者を広げ、可視化したクラウドファンディング

クラウドファンディングも、さまざまな人が博物館にかかわる切り口を作ることができる事業です。2022年度におこなった「航空斜め写真を撮影して街の姿を未来に残そう！」では目標金額を大幅に超える385万円余を達成しました。住民のみならず、多摩市を故郷に持つ人など、多様な方に支援をいただいたほか、大学の授業で学生にリターンを考えてもらうなど、多くの方に関わっていただいたことにより、支援者の裾野が広がりました。実際に写真を撮影した際には、SNSで実況をするなどして、ともに資料を作っていく過程を味わうことができました。

街に飛び出した特別展「牧野富太郎と多摩」

5月に植物分類学者でNHKの朝ドラ「らんまん」主人公のモデルである牧野富太郎と多摩地域の関係性を多角的に紹介する特別展を実施しました。特別展では新たな試みとして、入場を無料とする代わりに会場内で寄付を募りました。寄付箱は当館市民学芸員が制作したもので、コインを投入するとパチンコ台のように面白く落下し、最後にベルが鳴る仕掛けが施され好評だったようです。また、今回の特別展では終了後に申し出を受け、市内の関戸公民館と、教育委員会が運営する旧多摩聖蹟記念館などで特別展のパネルを使用した展示が開催され、地域への展開と、多様な施設との連携を図ることができました。



旧多摩聖蹟記念館での展示風景

市民有志の調査を元にした企画展「多摩ニュータウンの色」

11月から始まった企画展では、多摩ニュータウンの集合住宅の建物の色に焦点を当てました。展示に先立ち色彩調査をおこないましたが、その調査を担ったのが、市民学芸員や定点撮影プロジェクトメンバーの有志7名で結成した色彩調査団です。調査では担当地区を決め、建物を撮影していただきました。メンバー発案により二人一組で調査をおこなうなど、調査方法の改善なども自主的におこなわれました。また、展示パネルに載せたメンバーによる調査の感想には詳細な情報なども含まれており、展示の質を向上させました。調査開始から展示開始まで時間が短かったため調査できた建物は一部にとどまっており、引き続き調査を実施する予定です。

おわりに

改正博物館法では、博物館の地域貢献や連携などがより求められるようになりました。当館では、上記のように「地域まるごと博物館」のコンセプトを活かし、多様な市民が、それぞれの方法でミュージアムにかかわり、地域とつながりながら地域文化を理解し発信していく流れを作ることによって連携を進め、地域に貢献したいと考えています。多くの方がそれぞれのやり方でミュージアムにかかわっていくことを大切にしながら、一緒にミュージアムを成長させていくことができればよいと思います。

どうなる？どうする？農工大科学博物館

東京農工大学科学博物館 上田 裕尋・齊藤 有里加

博物館指定申請に向けて

令和5年4月に施行された博物館法の一部を改正する法律を受け、東京農工大学科学博物館でも、指定博物館申請に向けて本格的に動き始めることとなりました。そもそも、国立大学の附属博物館は国立大学法人に所属するため登録博物館にはなることができません。代わりに文部科学大臣から指定を受けることによって、以前の博物館法では博物館相当施設、この度の改正後では名称が変化して指定博物館となることができます。多くの博物館は、所在場所の地方自治体に博物館登録申請を行うようにと説明がなされる中、国立大学博物館は指定のための申請を如何に行えばよいのか、当初は情報が乏しく、積極的に申請に必要な書類の情報を集めることとなりました。博物館の指定申請の場合、登録申請先は文化庁であるため、現在は文化庁と連絡を取りつつ、必要資料を揃えている段階となっています。

そもそも東京農工大学科学博物館の歴史は創基をたどると大変古く、明治19年(1886年)に農商務省蚕病試験場に設置された「参考品陳列場」から始まります。博物館法が制定されたのは昭和26年(1951年)であるため、当館の創立はその60年以上前に遡ることとなります。当時の展示室では多くの蚕学関連資料群を公開していたことを古写真や校史などから読み取ることができ、学内教育だけでなく一般普及を目的として公開され、当時から蚕糸業教育を背景とした社会教育機関として貢献していました。博物館法施行から1年後の昭和27年(1952年)に、標本室と呼ばれていた参考品陳列場は繊維学部附属繊維博物館と改称して、博物館相当施設として認可を受けており、博物館法に基づいて博物館(相当施設)の認可を受けたものの中でも最初期の施設の一つと言えます。全学化し、科学博物館となった現在は繊維関連資料の展示だけでなく、学内の先端研究の紹介なども行い、過去から未来までトレースした博物館運営体制をとっています。サイエンスコミュニケーション等、資料を活用した学内教育を展開し、現代的なニーズに答えられるようになった一方、古いコレクション群は、長い歴史の中で資料群の移転や災害などのために、博物館資料の目録整理体制は十分とは言えない状況が続いてきました。大学内に残る学術資料の保存には文化財とは異なる視点の価値づけが必要であり、3Dデジタル技術を活用した資料の再評価等を行っています。今後、法改正によって専門資料の多い大学内の学術資料の散逸にも、十分な対応ができる体制づくりが期待されます。

デジタル活用による博物館の資料発信

博物館法の改正により、デジタルアーカイブなどの取り組みが法律の文章内に明記されることとなりました。当館では、博物館5か年計画は令和元年(2019年)より、デジタル化による博物館のリニューアルとして、博物館資料の整理と公開に着手しました。このデジタルアーカイブ化は、大学が所蔵する資料を公開し、資料の存在を世に知らしめるとともに、

研究や教育への利活用を促進できると考えております。また同時に資料のメタデータや画像などをデジタル上にまとめていくこととなるため、2Dまたは3D印刷によるレプリカの作成など、資料の新たな活用にもつながるものとなっております。

モノ資料を取り扱う博物館の定常的な課題として、収蔵庫面積、常設展示においてもすべてのテーマを提示することは困難であるという空間上の課題があります。保存上の観点から長期間展示できない錦絵や、大型機械類などはデジタル化しウェブで閲覧することにより今後資料活用が大きく進むことが期待されます。また、資料を通じた博物館における社会的包括活動においても、大学機関附属博物館である当館は教育活動を通じて実験的展示活動を試みる事が期待されます。

一方で、デジタル情報の維持には、今後システム更新や、HDの維持管理など新たな課題が付与されることが予測されます。動画など高度な表現を期待するほど記録媒体に用いられる容量は大きくなることは必須であり、3D技術における再現においても実資料で残したい表現がどこまで再現可能か、今後の研究課題として取り組む必要が出てくると思われます。デジタルの可能性と課題を把握した将来の学芸員の育成を目指し、本学では博物館学芸員養成課程においてJapan Searchでのデジタルギャラリー作成とプレゼンテーションを実習課題としてディスカッションを行っています。当館の資料を活用しつつ、今後求められる博物館像を学生と共に共有することで、次世代の学芸員育成の寄与につながれば幸いです。

博物館法改正をうけて

江戸東京たてもの園 齋藤 慎一

はじめに

改正博物館法が施行され一年が過ぎようとしている。「鬼スルー」(栗田秀法「博物館法よ、お前もか。」美術手帖 2022.2.23)と評されるほどに学芸員制度改革が見送られ、他国に比して学芸員制度の後進的であるままにされたことは残念極まりない。

学芸員制度改革が棚上された一方、改正では登録博物館制度が重点として取り上げられた。この点については本論で触れることはないが、登録博物館ではないものの江戸東京たてもの園と本館である江戸東京博物館が、将来的に東京都の博物館としてどのようなことが求められるのか、気にならないとは言えない。

法改正について論ずる点は多岐にわたるであろうが、ここでは特集の意図に添い、デジタルアーカイブ・まちづくり・博物館連携についてとりあげてみたい。

デジタルアーカイブ

コロナ禍は博物館にデジタル化を加速させた。たてもの園では平成 28 年度秋に「360 度パノラマビュー」を公開しており、休園中であってもタイムリーに活躍できた。

現在は園内解説のためのアプリケーション開発を進めている。現在地を示す MAP 機能に加え、見どころ紹介、AR による情景の再現などを計画している。さらに施設を利用する時のバリアフリー情報、ユニバーサルデザインの導入も予定している。

所蔵する資料リストのシステム化そのものは本館と一体となって開発促進させているが、その上に活用のプログラムの開発を促進させたのはやはりコロナ禍によってであった。デジタル化推進の事例を提供できた点は都立の博物館としての責務を果たすことができたように思う。

まちづくり

今回の法改正で注目しておきたい点として、第一章総則(目的)第一条に「及び文化芸術基本法(平成十三年法律第四百四十八号の精神に基づき)」の一文が挿入されたことがある。目指すところに「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」(「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要」文化庁 2017)であろう。近年の国の政策に博物館を位置づけることが目的である。本誌特集が話題とする「まちづくり」も、ここにリンクする。

この点について江戸東京たてもの園での活動を振り返ると、小金井なかよし市民まつり・桜まつりでのお茶会や生け花・情景再現事業「下町夕涼み」「ライトアップ」などでの小金井市商工会会員の出店・小金井桜や薪能など、写真展の実施・文化財防火デー消防訓練の実施・対テロ訓練の実施・小金井市指定無形民俗文化財「小金井囃子」「関野町の餅つき」の実演・江戸東京野菜の栽培・小金井市民の入園無料デーなどの取り組みが掲げられる。

すでに既存の取り組みの中で実践がされているといえよう。今後はこの成果を踏まえ、さらにステップアップさせて

いけばいいということになるのか。

博物館連携

日頃、所蔵資料の貸借を行い、また連携企画を行っているという点からも、博物館連携も同じく新たな立脚点を得たということになるのか。

しかし、たてもの園内の移築建造物を眺めていると思うことがある。移動した文化財の問題である。例えば、ある県指定文化財が他県に流出すると、同文化財の指定は解除となり、移動先での新指定は難しいことが一般的であろう。特定の地域にあって価値ある文化財が他地域で埋没してしまうことになる。たてもの園内の建造物は都内旧在(奄美大島旧在が一棟あるが)とはいえ、各所から移築されてきた。本来ならば原所在地にあってこそ文化財の価値が増す。現状を鑑みた際、なんらかの連携がとれないものかと思う。

園内にある万世橋交番・旧光華殿・武居三省堂・花市生花店・丸二商店、これらはいずれも千代田区内に旧在した。聞くところによると千代田区では文化財保存活用地域計画を立案中という。地域の文化財の保存・活用の視点から連携ができるのではなかろうかと思うのだが。

移動した文化財への対応は、地域の枠にとどまらない博物館の連携を求めているようにも思う。

おわりに

そもそも文化芸術基本法を踏まえることとする一連の内容は、決して全く新しい取り組みを課したのではない。社会教育機関として博物館が担う役割を考えた時、法改正で提起されている課題は、従来の延長線上にあることは明らかであろう。いわば従前の博物館活動に対して、あらたな法的な立脚点が与えられたと解してよかろう。

観光マインド発言から系譜を引く、国の政策による要請を喚起するというのが、文化芸術基本法が組み込まれた主旨であろう。この「新たな課題」に臆することなく個々の博物館が基本に立ち返り、日々課題に向き合うことが大事ではなかろうか。

基本といったときに気になるのが近年の動向である。東京国立博物館や国立科学博物館が直面した物価高騰による収蔵庫維持であり、各地の博物館で叫ばれる収蔵庫の飽和状態への対策である。博物館の諸活動を支えるのは収蔵品であり、その文化財をよりよい状態で次世代へ、将来へと引き継ぐ使命がある。文化審議会も「これからの博物館が果たすべき役割」として掲げた5項目のうちのトップに「『まもり、うけつぐ』資料の保護と文化の保存・継承」を掲げた(文化審議会博物館部会第3期第1回資料5 2021.5.28)。開館から30年が「令和元年の典型的な博物館の姿」という(『日本の博物館総合調査報告書』公財 日本博物館協会 2020)。収蔵庫そのものの老朽化・更新も大きな課題となっていることを忘れてはならない。

改正により注視される課題を尊重しつつも、今一度、基本に立ちかえり、みずからの博物館の位置を踏みしめてみたい。

地域の文化資源という観点でみる「邨田丹陵」展

たましん地域文化財団 齊藤 全人

はじめに

今回の博物館法改正の大きなポイントと言えるのが、博物館（美術館含む）が所在する地域の文化資源を活用して文化観光を推進する、としている点でしょう。これは令和2年5月に施工された文化観光推進法とも大きく関わっていますが、平たく言えば、地域ゆかりの文化・芸術によって観光需要を喚起することが博物館・美術館には期待されているのです。たましん美術館が令和6年1月から3月にかけて開催する企画展「邨田丹陵—時代を描いたやまと絵師」は、まさにその点を強く意識した展覧会であるため、ここで詳しく紹介したいと思います。

「邨田丹陵展」開催の趣旨と経緯

教科書で誰もが見たことがある《大政奉還》の絵。明治神宮外苑・聖徳記念絵画館を飾る壁画の一つですが、この絵を描いた画家について知る人は多くないでしょう。絵画館の80面の壁画は、明治天皇の様々な事績とともに幕末・明治の歴史的事項を題材としていますが、その中で徳川幕府の終幕を象徴する大政奉還のシーンを担当したのが、近代日本画家の邨田丹陵（1872～1940）でした。丹陵は全国的な知名度はさほど高くないですが、たましん美術館が所在する立川市にとっては非常にゆかりの深い画家です。なぜならば丹陵は、昭和2年に砂川村（現在の立川市砂川町）に転居し、そこに「安々園楽々荘」と名付けた画室を構え、その後は都会の喧噪から隔絶した環境で終生絵を描き続けたからです。大作《大政奉還》の制作が行われたのもこの砂川の画室でした。そのため立川周辺では生前の丹陵を知る人や、丹陵の作品を所蔵している人が現在も少なからず暮らしています。

たましん美術館は、地域に根ざした活動を美術館のコンセプトにしており、これまでも「多摩」というテーマを軸にして様々な企画展を開催してきました。そこで今回、丹陵という画家に焦点を当てた展覧会を計画したというのが、主な経緯です。



写真 完成した壁画《大政奉還》の前に座る丹陵

実は、この展覧会には前段があり、それが令和4年にたましん RISURU ホール（立川市市民会館）で開催された「邨田丹陵生誕150周年記念特別展」でした。2週間足らずと

いう短期間の展示ながら予想を上回る反響がありました。主催は立川市地域文化振興財団であり、当財団は展覧会監修という形で協力しました。そこから丹陵に関する調査をはじめ、その後本展開催を見据えて調査対象を全国に広げることとなり、また数名のコレクターのもとで秘蔵の丹陵作品を拝見する機会にも恵まれました。調査が進むにつれて、丹陵という画家が近代日本美術史にとって重要な位置づけとなる存在であり、これを機に再評価すべきという認識を持つにいたったのです。

そして、たましん美術館で「邨田丹陵—時代を描いたやまと絵師」を開催するにあたっては、当財団と立川市地域文化振興財団との共催という形を取ることにしました。立川市地域文化振興財団がこれまでに培った地域とのネットワークが今回の展覧会に不可欠だったのです。

丹陵は明治時代後半までは、中央画壇で若手画家を牽引する中心的存在でした。しかしその後中央画壇から距離を置き、郊外の砂川村で半ば隠遁生活を送ったことでその名は忘れられていき、彼を正面から扱うような展覧会はこれまでほとんどありませんでした。そうした中で、本邦初となる丹陵の一大回顧展の開催意義が認められ、文化庁、花王芸術・科学財団、三菱UFJ信託地域文化財団からの助成を受けることができました。

文化庁の助成は「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」に採択されたことによるものであり、こうして「邨田丹陵」展は、地域の文化資源を活用した観光の推進を展覧会の基本方針に据えて開催することとなりました。そこで徹底したのが和英の二か国語表記です。いまや四か国語表記の展示解説も珍しくはありませんが、これまで和文表記のみで運営してきたたましん美術館としては十分大きな変化でした。展覧会図録、会場の展示パネルなどすべて英文を併記することで、世界各国の方が来館した際に丹陵という画家の生涯やその作品の特徴を理解してもらえる形としました。実はこれまでも、たましん美術館に外国人が来館した時に、表示が日本語のみでよく分からなかったと残念そうに帰っていくことが何度かありました。改善点としては重々承知していましたが、人的・予算的ハードルの前に二の足を踏んでいましたが、今回は文化庁の助成という後押しにより、ようやく一歩を踏み出した感があります。

おわりに

本稿を執筆している時点（令和5年12月）では、まだこの展覧会が開幕していないため、その効果や反響はうかがいしませんが、いずれにせよこうした地域ゆかりの作家や地域に伝来する文化に焦点を当て、地域の諸団体と連携しながらその魅力を広く発信し、地域の魅力を知ってもらおうという取り組みは、今後ますます重要視されていくことでしょう。地域特化型美術館として運営しているたましん美術館としては、強い追い風になることを期待しています。

デジタル・アーカイブに対する懸念と期待

東京都立埋蔵文化財調査センター 長佐古 真也

東京都立埋蔵文化財調査センターのデジタル・アーカイブ

冒頭からネガティブな物言いとなって恐縮ですが、今回の博物館法改正は当館にとってあまりメリットのある話題ではありません。(当館が埋蔵文化財の収蔵を目的とした都立施設であり、筆者らが身を置く財団が収蔵資料の管理・活用および施設管理を受託する指定管理者という事情も大きく関わっているのですが…)むしろ、デジタル・アーカイブの公開や他館との連携など、新たに求められる努力義務にどのように対応し、館としてどのような展望を描けば良いのか、今はまだ模索中というのが偽らざるところです。したがって、以下は筆者の私見であることを先ずお断りしておきます。

足掛け四十年にわたる多摩ニュータウン調査事業を終えて間もない平成19年、引き続きその埋蔵文化財を預かることになっていた当財団は、コンテナ数約四万九千に及ぶ出土品の整理に着手しました。二年半の事業の結果、コンテナ数を四分の三に整理・集約し、報告書掲載資料約二十二万件余のデータベース(以下、DB)の作成とこれに基づく資料個別の所在確認を進めることができました。その甲斐あって、現在では資料捕捉率も98.6%に達し、依頼のあった資料について即座に所在情報を確認できる環境が実現しつつあります。調査現場で撮影された35mmカラーポジフィルムについても、デジタルメディアにマイグレーションできました。その意味で、筆者はデジタル・アーカイブの重要性を人一倍感じている側の間人だと思えます。



資料個別に付されたタグ

一方、この事業を通じて、DBを構築することの難しさ、それ以上に掛かるコストの膨大さについても思い知らされました。実際、掲載報告書の図番号と実資料を結びつけるのが精一杯で、資料の種別や時代に関するデータはまったく紐づけられていないため、内容による検索はできません。それでも、二年半の期間と数千万円の費用を費やし、ようやくたどり着いた成果です。このDBに検索情報を加えて広く公開していくためには、恐らくその倍以上のコストが掛かるでしょう。例えば、当時の報告書の写真図版はモノクロで掲載対象も一部に止まっていたから、ほとんどの資料について再撮する必要があります。こうなると、日常業務の片手間に進められるような仕事でないことだけは確かです。まず実現に向けた体制作りから始めることになりませんが、これとて

容易なことではありません。

デジタル・コンテンツの功罪

筆者には、アーカイブを含めたデジタル・コンテンツに対して、もう一つの懸念があります。デジタル技術の恩恵によって、確かに誰もが容易に多量の情報を入手できるようになりました。しかし反面、眼前の実物資料に向き合うという基本をつい疎かにしていないでしょうか。「報告書を切り貼りして書かれた論文」は学部生だけの話ではなさそうですし、近年、平気で土器の口縁を掴んで持ち上げようとしたり、資料の真上でカメラを交換しようとしたりする学芸員も見かけるようになりました。これが単に教員・先輩の指導不足だけではなく、情報重視が故の弊害だとすると、筆者は、ただ乞われるがまま多量の(表層的な)情報を発信し続けることが、むしろこの風潮にますます棹差すことになるのではという疑念を拭うことができないのです。実物資料を預かり、その魅力を伝える役割を担う私たちが、このままで良いはずがありません。物言わぬはずが、こちらが耳を澄ます術さえ心得れば雄弁に物語ってくれる資料。その実物を預かる私たちは、その耳の澄まし方こそ発信すべきではないでしょうか。手触り、掌に感じる重さ、そうした体験の中から閃く発見。自らが得たその感動を多くの人々に伝えることを以って実物の世界に誘うべきであって、目指すべきデジタル・アーカイブも、そのアクセスキーとして機能してこそ、大きな意義が生まれるのではないのでしょうか。そのために如何なる工夫が必要なのか、その模索も忘れてはならないと思うのです。



触れる縄文土器(常設展示)

他館連携・協業 三博協への期待

以上、愚痴にも等しい私見を述べてしまいましたが、愚痴っばかりでも仕方ありません。大切なのは、今後、如何に具体的方策を講じるかでしょう。とは言え、この重い課題に対する妙案など、そう簡単に捻りだせるものでもありません。多くの人が様々に工夫し、おそらく同じくらい多くの失敗を重ねる中で得た知見を広く共有しながら、少しずつ醸成していくのが最も現実的な対応なのではと思っています。となれば、他館との連携・協業が成否の大きな鍵となるはずで、三博協がその現実解を目指す場として機能するのであれば、これほど心強いことはありません。そして、そうなることを切に願っています。

「科学館」は「博物館」？

多摩六都科学館 PR グループ 原 朋子

博物館と科学館、その違いを考えたことはありますか？

大きな意味ではどちらも「博物館」ですが、実際の施設の性質を比べると、一般的に博物館と呼ばれる施設は標本や資料（収藏品）を持ち、その調査研究や収集、保管をし、収藏品の一部を展示室で公開しています。対して科学館の展示室には標本や資料の実物はあまりありません。多くの科学館で展示しているのは、もののしくみの解説や、科学の原理・現象を確かめられる展示装置で、展示内容についての研究活動が行われているわけでもありません。博物館が収藏品というモノありきで成り立っているのに対して、科学館は伝えるべき情報がそのベースとなります。学芸員の仕事も、貴重な資料を扱うスキルや専門知識というよりも、展示物を通じて科学現象について説明することや、プラネタリウム解説や体験プログラムの開催といった教育普及活動が主軸です。

多摩六都科学館は、その名の通り「科学館」として、1994年に開館しました。当初、収藏品は持っておらず、展示室の岩石や昆虫の標本も資料ではなく展示物としての扱いでした。しかし、開館して10年ほど経った頃から、市民から化石や鳥のはく製、昆虫標本等の寄贈の話が寄せられるようになりました。一般の方にとっては、「科学を専門とする公共施設」なのだから安心して標本を預けられるだろう、という意識だったのでしょうか。そういった流れに応じる形で、まずは地学標本の取り扱いのため、協力してくれる専門家を探し、収蔵場所の整備等を行い、2004年には市民から寄託を受けた化石標本の特別展示を行いました。その後、地学や生物学を専攻していたスタッフが増えたり、生物分野の協力者を得られたりという体制の変化によって、ある程度の資料の取り扱いができるようになり、寄贈標本の受け入れによって収藏品が増えました。2013年の展示室のリニューアルで自然史系の標本展示スペースを充実できたことで、現在は理工系と自然史系両方の要素を兼ね備えた科学館、という認識を持たれています。



標本とタッチング用の岩石を並べた展示

多摩六都科学館は、2020年に博物館相当施設の指定を受けました。博物館相当施設になった理由は、自然史系の標本収蔵数が増えことが主たるものですが、もう一つ、世間から博物館としての認知を得たいという理由もありました。

最初にあげたように、プラネタリウム投影や体験型の教育普及活動が主体の当館は、来館者に「遊びながら楽しく学べる」と親しみを持って評価されている半面、テーマパークと

同義に扱われることも多々あります。このことから、市民ははじめ保健所や消防等にアミューズメント施設だと認識されてしまうことがありました。これは多摩六都科学館が教育委員会の管轄ではなく、設立当時はまだ珍しかった市長部局の下にあったため、なおさら教育施設と認識されにくかったこともあると思います。



乗り物式の展示物もあるので博物館と思われにくい

随分と前の話になりますが、保健所の地域担当者が変わったときに、プラネタリウムドームの席数に対してトイレの数が足りないという指摘を受けたことがあります。建設時にちゃんと法にかなった仕様で作られているはずなのですが、その方の言い分は、一般向けに上映しているドーム映像は映画に相当するため興行法が適用され、それに基づくトイレが不足している、というものでした。また別のときには、プラネタリウム投影中のドームの内の照度が不足しているので足下灯をつけるようにとの指示を受けたこともあります。こちらも一般的な劇場や映画館に準じての指摘でした。どちらも当館は教育施設ではなく遊技場だと見做されたわけです。これらの指摘については、科学館の目的や活動の実態、特にプラネタリウムドームの照明についてはそのことで「星を見る」という本来の目的が果たせなくなってしまうことなどを丁寧に説明し、本来の科学館の活動に支障のない条件での折り合いをつけられましたが、当館が「博物館」として認識されていなかったことを知った機会でもありました。

博物館関係者には、「類似」、「相当」、「登録」という博物館の種別が施設規模や設立母体に応じた分類であるとわかっていますが、世間的にはこの分類が博物館の質的な評価に応じてされていると捉えている人の方が多いと感じます。今回の博物館法の改正で、そういった誤解が解かれることを期待しています。

法改正に伴う5年間の猶予措置期間中に、当館も新制度による登録の審査を受けるかどうかの判断をしなければいけません。標本の収蔵や登録作業をするスペースが不足し、担当者が標本の管理に携わる時間もなかなか取れない状況にあるので、再び審査を受ける手間や登録博物館になったところでのメリット等を天秤にかけて、敢えて再登録しなくてもよいのではないかという意見も出てきています。一方で、「登録」の一言で得られる信用の重さも無視できません。地域の博物館としての在り方も考え合わせ、科学館の未来も見据えて慎重な議論をしていきたいと思っています。

八王子と宇宙をつなぐ「モノ」

コニカミノルタ サイエンスドーム（八王子市こども科学館） 森 融

八王子市こども科学館は市が設置する科学館で、名称がネーミングライツでコニカミノルタ サイエンスドームとなっています。博物館法では登録博物館でも指定施設でもない「その他の施設」ですので、博物館法の改正にあたり直接に変更が生じることはなく、今後どのような影響が現われてくるのかも不明ですが、地域に根ざした科学館であることは変わりません。休日には家族で、平日には幼稚園・保育園の団体や小・中学校の理科の学習で来館していただいています。また工作教室などの科学講座を開催し、多くの方に参加していただいています。

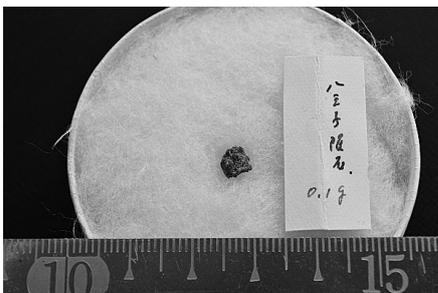
「博物館は実物（モノ）を展示し、そのモノに語るののが学芸員の役割だ。」と言われます。プラネタリウムでは解説員が星や星座、宇宙について様々な解説をしますが、地元と宇宙をつなぐものはなかなか無く実物も展示できません。その中で八王子には宇宙と八王子を直接つなぐ「モノ」がいくつかあります。

八王子隕石

隕石は主に太陽系内の小惑星が地球に落ちてきたものです。江戸時代の文化14年、八王子に隕石が落ちました。(1817年12月29日) 落下の詳細がわかるのが当時の日記や随筆です。

隕石は江戸の少し北の上空を火球の状態以西へ飛び、八王子、日野、多摩のあちこちにたくさん落下しました。上野町に落ちたものはすぐに掘り出され、地元の名主から江戸の代官を通じて、上役の勘定奉行に届出書と隕石の破片が届けられ、若年寄・堀田正敦が天文方・高橋景保に調査をさせた報告書が残されています。この間に江戸市中では大騒ぎになり、様々な噂話が流れますが、その後すっかり忘れ去られ大量の隕石は行方不明になります。

昭和時代になって隕石の破片が書付と一緒に京都の古文書の中から発見されました。これが現在残されている八王子隕石唯一の破片です。誰が京都へ送ったのか、大量の隕石はどうなってしまったのかなど、様々な謎は新たに記録が発見されれば少しずつ解明されていくでしょう。



八王子隕石唯一の破片（国立科学博物館所蔵）

北斗七星－狭間の獅子舞

市内の狭間町で古くから舞われている狭間の獅子舞は三匹の獅子と一緒に長さ2.4mもある大きな軍配が舞います。

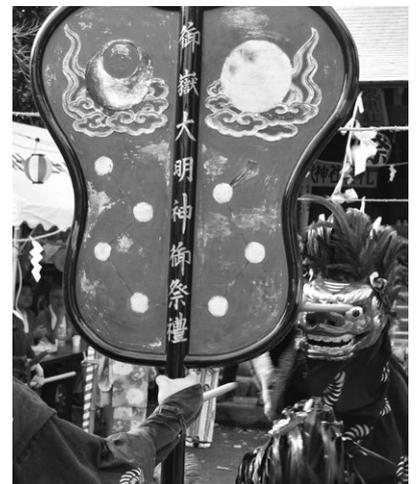
この獅子舞は地元の記録で天正18年（1590）3月、八王子城主・北条氏照から狭間村に獅子頭を拝領して始まったと伝わっており、獅子舞が八王子城で舞われる時には氏照が笛を吹いたと記録されています。この軍配には北斗七星が描かれています。

丸が線でつながっていて、星の並びは北斗七星と同じではありませんが、一番端の星に剣がついているので北斗七星だとわかります。北斗七星のひしゃくの柄の一番先の星は中国では「揺光」と呼ばれていましたが、別名「破軍星」「剣先星」とも呼ばれていました。星は北極星を中心に日周運動しており、ひしゃくの柄を剣、破軍星を剣の先にたとえると、剣が一日に一回、空を大きく回ります。

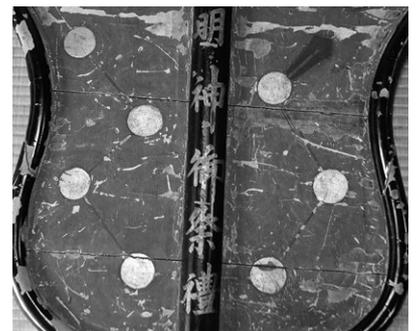
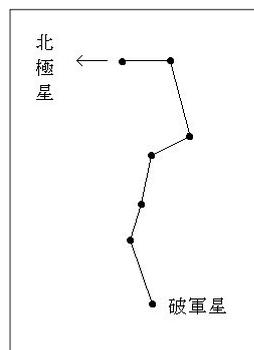
「破軍星を背にして戦えば必ず勝つ」といわれ、戦国武将から戦勝のシンボルとしてあがめられていました。武田信玄も北斗七星を守り神にしていたとされ、甲府市の武田神社には北斗七星が描かれた軍扇、甲州市の天目山栖雲寺には信玄奉納と伝わる北斗七星が描かれた軍配が残されています。また、甲府駅前の信玄像の軍配にも七つの星が描かれています。

狭間の獅子舞の軍配が最初に記録に現われるのは元禄16年（1703）で、氏照から110年以上のへだたりがあり、氏照と軍配の関係はわかりませんが、戦国武将・氏照が北斗七星や破軍星を信仰していたとしても不思議ではありません。この大きな軍配は八王子城・御主殿の氏照の居室に飾られていたのかもしれないという想像もできます。

当館では、これらの「モノ」からさらに星や宇宙について興味を持ってもらえるように普及していきたいと考えています。



祭礼では2023年から軍配はレプリカで舞われている



軍配実物
右上の星に剣が描かれている

市民と築く博物館 ～「共創」の試行例～

八王子市郷土資料館 小林 央

はじめに

八王子市郷土資料館は令和8年(2026)10月、「八王子駅南口集いの拠点」の整備事業のなかで、次の100年につなげる「歴史・郷土ミュージアム」として生まれ変わります。この新博物館のテーマの一つが「共創」で、博物館を八王子市と市民(学校・企業・団体)が共に創っていくことが謳われています。そして、桑都日本遺産センター 八王子博物館(以下「はちはく」と略す)は、数年後に控える新博物館の開館に向けて、新博物館運営の試金石として設計し運営されています。さまざまな客層を誘引し、有意義な時間、楽しめる展示と体験を提供するため、ガイドボランティアをはじめ、さまざまな市民・団体や大学と協力関係を結んで「共創」を目標に運営しています。それが、新博物館のサポーターを増やすことに直結すると考えているからです。

昨年博物館法が改正され、主な改正点にデジタルアーカイブの取り組み、観光・福祉・まちづくりなどの施策に博物館もアプローチし、地域社会へ貢献していくことが明記され、さまざまな分野の活動主体との連携が謳われています。私たちも新博物館の開館を目指すなかで、近年は観光ほかさまざまな地域の活動主体と連携して事業を実施することが多く、そのうち最近の取り組みを紹介しながら、今回の法改正と今後の博物館活動を考える“きっかけ”にしたいと思います。

日本遺産フェスティバル

令和5年(2023年)11月4～5日、「日本遺産フェスティバル in 桑都 八王子」が東京たま未来メッセとJ:COMホール八王子をメイン会場として開催されました。これは、日本遺産に認定された全国104の市町村・地域が一堂に会し、その歴史的魅力や特色を伝え、感じてもらう一大イベントです。毎年、展示や体験、グッズ販売や講演会・さまざまなイベントを通じて、日本遺産の情報を広く発信しています。令和5年度の開催地となった八王子市は、市をあげての取り組みとなりました。

上記メイン会場のほか、はちはくもサテライト会場となり、当館でも市内外からのお客様を迎え、八王子の歴史や文化に触れていただく、以下のイベントを企画し実施しました。

- ①ストーリー「霊気満山高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」の要素を盛り込んだ企画展「桑都はちおうじ絵巻」の開催。
- ②学芸員による企画展の展示解説。
- ③体験講座「真綿つくり・座繰り紹介」、「まゆ人形作り」、「メカイ作り」。
- ④講座「養蚕農家さんのお



八王子由木メカイの会によるメカイの体験講座

話を聞こう!」。そのほかフィールドワークとして、日本遺産の構成文化財に登録されている絹の道や八木下要右衛門屋敷跡(絹の道資料館)・諏訪神社(鍮水)を見て歩く⑤「絹の道を歩こう!」などです。

実際、これらのプログラムの実施と成功の裏には、各団体との講師・人員体制・材料・見学場所等々の調整、参加者の募集を含めた広報、安全・快適な行程のためのコースの下見など、イベントそれぞれに相当の事前準備と多様な関係者との調整がありました。その過程で留意したのは、市民や団体の意向を尊重し、お互いの目的達成に向けて協議し決定していく「共創」の考え方でした。そして開催両日は、「八王子由木メカイの会」「多摩シルク21研究会」「長田養蚕」「八王子織物工業組合」「鍮水町会」などとの相互協力のもと、当館職員総出の取り組みとなりました。

おわりに

こうした日本遺産フェスティバル関連の事業は、まさしく博物館法の改正点でもある「歴史文化のみならず観光などの他部署との連携と施策への貢献」、「さまざまな分野の市民や企業・団体の活動主体との連携」、それらを通じた「地域社会への貢献」。こうした要素が包摂された開かれた博物館活動の一例であったと思います。しかし、この取り組みには、「人」と「時間」が必要であり、スムーズに企画・実施するには、日頃からの利害関係団体との良好な関係構築も不可欠でした。このような法改正で盛り込まれた取り組みは、今後の博物館にとって地域社会における存在価値を高め、サポーターの構築による持続可能な開かれた博物館運営に不可欠なものとなっています。そして同時に、これまでの資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究といった基本的機能・役割も引き続き果たしていかななくてはならないことを考えると、博物館の社会的役割と実際業務の拡大による、専門職である学芸員の能力向上と同時に人員体制の拡充が課題です。その能力には専門的知識のみならずコミュニケーション能力や調整能力も求められているといっただよいでしょう。博物館の役割や機能が多様化・高度化するなかで、私たち単館での取り組みをこの三博協という身近な仲間と共有することは、お互いの新たな取り組みにおいては、事前の重要な物差しや有効な情報を得られ、一層心強いネットワークとなっていくと思います。



ガイドボランティアの解説(「絹の道を歩こう!」)

博物館法改正と都立大学 91 年館

東京都立大学 91 年館 井上 翔太・堀 智博

デジタル・アーカイブの作成と公開

令和 4 (2022) 年 4 月「博物館法の一部を改正する法律」が成立したことにもない、収蔵資料のデジタル・アーカイブ化が新たに博物館の事業として明記されることになりました。以下、上記課題に向けた本館の作業をご紹介します。

昨年度のミュージアム多摩でも触れましたが、本館は元々カフェテリアとして誕生し、その後 2012 年に博物館施設としてリニューアル・オープンしたという経緯があります。そのため、当初は収蔵・展示品が全くない状態でした。そこで学内教職員と、その伝手に頼る形で、現在まで少しずつですが資料の充実化を図ってきました。

こうして収集した資料については、学術的に貴重な内容を含むため、本館の展示に利用するばかりでなく、今後学内外で一層広く利用して貰うためには、インター・ネットを利用した資料情報の公開が必要です。そこで、コロナ禍に伴う長期閉館期間を利用して、収集資料について、これまで不十分であった資料情報の整理・分類を行いました。具体的には、ファイル・メーカーソフトを利用して、資料名・寸法・受入日など項目を立て、資料写真と合わせて記録をとっています(下記画像参照)。

このような作業を続ける中で、資料情報の公開に至るまでには、解決しなければならない大きな問題が浮かび上がってきました。それは、許諾に関わるものです。これまで収集してきた資料については寄託資料も数多く含まれています。資料情報をネットで公開するには、改めて所蔵者への連絡および許諾が欠かせないのですが、オープン当初に収集した資料の所蔵者の中には数十年を経て転居している方も多く、連絡先を追うのに苦労することがあります。また、様々な事情から、資料の公開を控えたい方もいらっしゃいます。インター・ネットは情報ツールとしては大変便利ですが、出たくない情報をたとえ一瞬でも公開してしまえば世界中に拡散してしまうため、資料情報をどこまで公開するか、慎重に吟味しなければなりません。この点、三博協参加の皆様から学ばせていただき、今後公開に向けて作業を進めていきたいと思います(堀智博)。



都立大学 91 年館の収蔵品データ

学芸員の育成

改正博物館法の制定によって、今後博物館学芸員の担うべき業務がますます多様化することになりました。デジタル化やグローバル化が進められる社会の状況に対し、現役の学芸員にはそれら変化への適応が求められます。それは未来の学芸員に対しても同様です。学芸員を養成する機関では多様化した博物館機能に適応した人材を育成する必要があります。本稿では、東京都立大学が学芸員養成のために行っている実習と、近年の学生の特性に対する私の所感をご紹介します。

東京都立大学 91 年館は、展示・収集という博物館としての機能のみならず、学芸員育成のための実習施設としても活用されています。主に、「博物館実習Ⅰ」という通年で行われる授業で利用されます。博物館によっては、自分の専門外の業務をこなす必要もあるため、本実習では理文問わず日本史、社会人類学、美術、考古学、植物学、動物学、地理の 7 分野に関連する概要、資料の取り扱い方、展示手法などを学びます。具体的には、土器の計測、ライティング手法、コピースタンドを利用した定点での資料撮影、標本作成や動物相調査などを学び、博物館学芸員が担う基本的な業務を体験します。それだけでなく、ポスターの作り方や、キャプション・パネル作成なども行ってもらうことで、実習を通じて多様な博物館業務の一旦を肌で感じてもらっています。別の授業(博物館情報・メディア論)ではファイル・メーカーを利用したデータベース作成も指導しており、大学の指導方法も改正博物館法に適応し変化しています。

改正博物館法は博物館学芸員に対し大きな影響を与えています。特に、デジタル・アーカイブ化について多方から不安の声が聞こえており、現役の博物館学芸員の頭を悩ませる大きなテーマとなっていることでしょう。一方で、昨今の学生はというと、デジタルアプリケーションの普及や多様化に上手く適応していると感じます。デジタルと共に育ってきた背景があるからなのか、新しい技術に抵抗感がなく柔軟に対応できる能力をもつ学生が多く、彼らから学ばせてもらうことも多々あります。社会の変化に対応するように、我々学芸員も新しいことにどんどんチャレンジしていくことが必要だと感じます(井上翔太)。



図 1. ライティング実習の様子

図 2. 定点カメラを用いた岩石資料の撮影

地域に開かれた古民家園へ

狛江市立古民家園（むいから民家園）

はじめに

狛江市立古民家園（むいから民家園）は、市の指定文化財である旧荒井家住宅主屋と旧高木家長屋門を移築復元した展示施設になります。展示施設とはいえ、博物館法上の博物館として位置付けられてはならず、法規上は、都市公園法に規定する公園施設になり、園内に設置された古民家2棟は、都市公園法で定める教養施設という位置付けになります。よって、博物館法の改正を受け、本園の取組み等を軌道修正していくことはありませんが、法改正に盛り込まれた様々な活動主体との連携については、本園の課題の解決に向けて模索しながら取り組んでいるところになります。ここでは、この取組み、古民家園を地域交流の場として活用する取組みを紹介していきます。

地域交流の場としての活用

古民家園は、「市内の古民家等を復元保存し、利用に供することにより、地域文化の継承と発展に寄与するため」に設置された施設で、①「郷土の歴史、民俗等に関する資料を展示し、見学に供すること」と、②「郷土の歴史、民俗等に関する」ことを行うと条例で規定しています。①については、移築復元された2棟の古民家の展示・公開や年中行事に関する展示等、②については、郷土の歴史や民俗に関する講座、伝統文化や生活文化の体験教室等を行っていますが、市の計画等により、本園はただ単に郷土の歴史や民俗等に関する事業を実施するのではなく、地域に密着した施設として事業展開していくことが求められています。この課題の解決に、本園のみで応じることは難しく、地域で活躍する様々な活動主体と連携して、本園を地域交流の場として活用することで活路を開こうとしています。

(1) 東京フットボールクラブ株式会社（F C東京）との連携

狛江市は、令和2年にF C東京と包括連携協定を締結し、スポーツ振興や地域活性化等の場面で協力関係を築いてきています。そして、古民家園では、この協定に基づき、本園を地域交流の場として活用する取組みを進めています。

この取組みは、新たなコミュニティ（地域の輪・交流）の創出をねらいとし、F C東京は情報発信や人的協力等のソフト面の役割、古民家園は施設の提供や物的協力等のハード面の役割を担い、事業展開しています。具体的には、枝豆の栽培を通じた地域交流ということで、F C東京クラブコミュニケーターの石川直宏さんとともに園内の畑にて市の特産物の一つである枝豆を栽培し、栽培・収穫した枝豆を本園の事業にて活用していくといったプランになります。また、この取組みでは、市内で農業を営む方や市内在住の野菜ソムリエプロの方にも参画してもらうなど、地域の方々に参加してもらいながら、多くの人を巻き込み、繋がりを深めていくことも目指しています。

令和4年度は、小学生を対象にした枝豆の収穫体験を実施

し、まだコロナ禍にあって参加者が一堂に会して枝豆を食べることは難しかったものの、採れたての枝豆を古民家のかまどで茹でて試食しました。令和5年度は、猛暑の影響もあってか、枝豆の成長が想定よりも早く、事業計画を変更し、前倒して収穫した枝豆を振る舞う形になりました。

コロナの影響もあり、また、不慣れた農作業ということもあって、事業展開はまだまだ試行錯誤といったところになりますが、F C東京、さらには石川直宏さんの情報発信力もあって、これまで本園と関わりが薄かった人たちの参加が見られています。今後も継続して取り組むことにより、本園が地域交流の場として活用され、新たなコミュニティが生まれるのではないかと期待しています。

(2) サポート狛江（子育て支援団体）との連携

定例事業として月2回実施している「古民家園で遊ぼう」は、乳幼児とその家族を対象とし、本園の環境を生かして、昔あそびなどで子どもの成長を確認しつつ、親同士が交流できる機会を提供することを目的としています。実施に当たっては、市内で子育て支援事業、啓発事業、地域支援事業等を行っているサポート狛江と協力し、サポート狛江のスタッフが、乳幼児や小学校低学年の子どもがいる親との対話を通じて、育児について子育て世代の支援を行うことも目的としています。

古民家を中心に晴れた日には園庭も使いながら子どもたちが楽しく遊んでいて、親御さんが子どもの成長に気づく機会となっているようです。参加者にはリピーターも多く、更にリピーターの口コミによって新たな参加者も増えています。この事業により、本園が親同士の交流や情報交換、子育てに関する相談の場にもなっています。以前に比べると、平日午前中に子育て世代の親子が来園することが多くなっており、凶らずも本園が親子連れにも気軽に利用できる施設になり、子育て世代が集う居場所の一つとして活用されています。

おわりに

郷土の歴史や民俗に関する展示や講座・体験教室等を行うことで、古民家に関心をもつコアな層は作られていきますが、ここから地域に密着した施設というイメージを醸成することはなかなか難しいと考えます。これまでよりも事業の幅は広がりますが、地域で活躍する様々な主体と連携し、違う視点から古民家のポテンシャルを活かすことで、来園者のすそ野が広がり、地域との距離も縮まっていくものと考えます。これは、地域貢献という面では、今回の博物館法改正の趣旨に沿った一つの取組みといえるのではないのでしょうか。そして、この取組みの中から、古民家に関心を持つコアな層が生まれてくれば、理想的なサイクルになっていくのではないのでしょうか。

文化財が繋ぐ 動物園との連携講座の歩み

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 横手 夢奈

はじめに

武蔵野ふるさと歴史館は、武蔵野市御殿山に位置する井の頭自然文化園（以下、文化園）と連携し「井の頭自然文化園動物観察教室」を開催しています。本講座は武蔵野市教育委員会の主催で、文化園の動物解説員に講師をお願いし、学校では体験できない天然記念物をはじめとする希少動物とのふれあいを通じて、天然記念物の保護及び生態系バランス維持の大切さを知ってもらい、また自然科学への興味や知識を深めてもらうことを目的としています。対象は市内在住・在学の小学校3年生から6年生とその保護者です。

本講座は、平成24年（2012）12月に市域に初めて国指定特別天然記念物コウノトリがやって来たことを記念し、武蔵野市生涯学習スポーツ課の文化財保護普及事業として開設されました。平成26年（2014）12月14日に当館が開館して以降は、運営を引き継いで実施しています。本稿では、内容の変遷について紹介します。

平成24年度（2012）

平成24年度（2012）は、文化園を巡りコウノトリをはじめとする動物の観察とクイズに挑戦しました。また、フェネック・アオダイショウとのふれあいや、ツシマテンの夏と冬の毛皮を触る体験などを行いました。

平成25年度（2013）から令和元年度（2019）

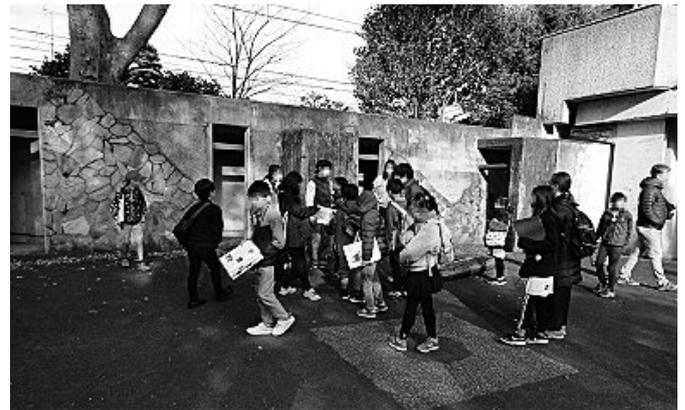
平成25年度（2013）から、場所を井の頭池と玉川上水に移動しました。「水辺のいきものの移り変わり」と題して、井の頭池の生態系について学び、井の頭池と玉川上水にトラップを仕掛け、生き物の採集と観察を行いました。その後、文化園水生動物園を見学し、参加者に環境の変化や外来種の影響について考えてもらいました。

令和2年度（2020）から令和5年度（2023）

令和2年度（2020）に内容を一新し、文化園で歴史や動物の飼育の工夫を学ぶ講座を行いました。また、今年度の満足度が最も高かったゾウ舎内部の見学が初めて実施されたのはこの年でした。

文化園では、昭和29年（1954）からアジアゾウのはな子が飼育されていました。本講座でも、平成24年度（2012）はゾウの観察をしましたが、平成28年（2016）に死亡し現在はゾウ舎だけが残されています。本講座では、残されたゾウ舎の運動場や堀を歩いたり、飼育員がゾウから逃げるためのエリアに入ったりできる貴重な体験として人気を集めています。

令和2年度（2020）からは、ゾウ舎の見学のほか、エサの調理場見学、ツシマヤマメコを注射に慣らすトレーニングを取り上げました。



ゾウ舎内部の見学（令和5年度（2023））

令和4年度（2022）は、文化園が開園から80年を迎えたことをうけて、文化園の歴史を盛り込んだ「れきしたんけんツアー」を行いました。ここでは、当初は大型草食動物・肉食動物を飼育する計画であったが戦争中の物資不足により規模を縮小しての開園となったこと、また、開園直後は大放飼場でクジャクが放し飼いされ人気を博していたこと、園内のアカマツには戦争中に松脂を採取した跡が残っていることなどを学びました。

今年度は「貴重な生き物たちを守るために」というテーマを設定しました。文化園では天然記念物に指定された貴重な生き物を飼育していますが、その活動については、小学生

にあまり知られていません。そこで、本講座の目的である天然記念物の保護について改めて伝えることにしました。

紹介したのはアカガシラカラスバトとカタマイマイです。講座では、なぜ天然記念物に指定されたのか、なぜ生息数が減少したのか、文化園で天然記念物を守るためにどのような取り組みをしているのか学びました。



フライヤー（令和5年度（2023））

おわりに

以上のように、本講座は様々な出来事を通じて、内容をアップデートしながら、参加者に学びの機会を提供してきました。これからも、文化園で市域の貴重な生き物の保護を続けていけるように、小学生に関心をもってもらいたいと思っています。当館は自然に関する事業を行う専門職が不在のため、他の博物館等と協力することで補っています。今後も文化園と連携し、楽しいだけでなく歴史や天然記念物など少し難しい話題を学べる講座を実施していきたいと思ひます。

博物館法改正を受けた帝京大学総合博物館の取り組みと課題

帝京大学総合博物館 甲田 篤郎

帝京大学総合博物館（以下本館）は、2015年9月14日に帝京大学八王子キャンパス内に設置された博物館です。2023年4月1日の「博物館法の一部を改正する法律」の施行を受け、本館の設置目的にある「本学の教育・研究活動と連携し、総合的・学術的な活動を行いその向上を図るとともに、それに必要な、歴史、芸術文化、自然等の資料を収集・保管する。あわせて教育・研究活動の成果の公開や、他機関との連携を通じて、大学の社会貢献を推進する事」を実現するため、博物館運営をどのように展開してきたのか、これまでの取り組みと課題を振り返ります。

本館の規程改定と博物館登録制度の見直し

本館では同法改正と同じく、2023年4月1日に「帝京大学総合博物館規程」を改定しました。これは開設準備段階の2012年に同規程が制定されて以来の改定であり、開館から約7年半を経て規程を現状の実態に即したものとすることを目的に改定したものです。改正された博物館法に基づく運営を企図すべく、その第1条に「博物館の定義および性格等については、博物館法（昭和26年法律285号）第2条に依拠するものとする。」という条文を新設しました。

設置主体が学校法人帝京大学である本館にとって、大きな影響があったことは、同法第2条の博物館登録制度の見直しにより、公私立大学の博物館が登録博物館の対象となったことがあげられます。2013年に策定された「帝京大学総合博物館（仮称）の設置に関わる指針」において規定された、目指すべき博物館像の1つである、“社会的信頼を獲得すべく「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を満たす博物館”として活動を進めてきた本館にとって、今回の制度の見直しは、学内外に本館の社会的役割などを明確に示す機会であり登録に向け準備を進めています。しかし同法第3条の改正で博物館の事業として新たに追加された、デジタルアーカイブの作成と公開など対応できていない事項も多くあります。資料管理に使用している、クラウド型収蔵管理システムにおいて情報整理を進め、古写真や考古資料などから、利用者インターネットを通じて資料へアクセスできる環境を整えることが、喫緊の課題です。その一方で2023年は、同じく博物館の事業として追加された、博物館同士の連携や、周辺諸地域の多様な主体との連携が、大きく進展した1年でもありました。

八王子市郷土資料館との連携協力に関する協定締結

2023年8月15日、本館は所在自治体の公立博物館である八王子市郷土資料館と「八王子市郷土資料館と帝京大学総合博物館との連携協力に関する協定」を締結しました。今回の協定締結は、博物館同士の相互連携と協力を推進する法改正を受け、博物館相互の学術交流を八王子市郷土資料館と帝京大学総合博物館が積極的に行うことを目的になされたものです。

まずは両館連携のもと、本学文学部日本文化学科とも協力し、八王子市鎌水地区の地域調査が企画されました。学芸員や大学教員、民俗学専攻の学生、地域の魅力を発信するフリーマガジンを編集する学生、地元ボランティアガイドから成る合同の巡見によって、世代・立場を越えて、地域の歴史・魅力について様々な視点が共有されました。この連携協力関係の発足によって、今後は両機関の間で知的・人的資源の交流や歴史文化資源の相互活用、人材育成と学術文化の向上を目的として、収蔵資料の相互貸出や双方の学芸員による研究活動や講演など、さまざまな取り組みが可能となり、八王子の文化的・教育的振興と発展の促進が期待されます。



調印式での高橋裕史館長（本館）と叶清館長（八王子市郷土資料館）

企業・NPO 法人など地域の多様な主体と連携した展示

2023年7月29日～10月15日に開催された企画展「日本アニメーションの父」政岡憲三とアニメーションの現在”は、政岡憲三（1898-1988）の業績を軸にアニメーションの歴史を紹介した展覧会です。本館近くに所在する日本アニメーション（株）の協力のもと多摩地域で製作されたアニメーション作品とその制作過程を展示することができました。

2023年11月4日～12月2日に開催された「安らぎの場の展示会—障がいが見る、あなたの知らない世界—」は、李永淑准教授（文学部社会学科）担当授業の「ソーシャルビジネス実習」と、心に病を持つ方々が安心して生活できるよう様々な支援事業を展開するNPO法人「多摩草むらの会」が連携し、同会のメンバーさん（利用者）たちの作品を通して同会の活動や精神障がいを抱える人の魅力を紹介しました。実習形式の授業内で企画された展示であり、学生・教員ともに試行錯誤の連続でしたが、見学者だけでなく、同会メンバー・スタッフからも、「博物館に自分の写真や作品が展示されることがとても嬉しかった。自分の表現したいものが形となったときの達成感が次のステップの励みとなり、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、次作への意欲や自立へ踏み出す気持ちにつながったのではないかと思います。」といった、主催者や博物館も当初想定していなかった反応が寄せられ、社会課題の解決や地域の活性化といった博物館という施設の可能性を関係者から教えられる展示となりました。

博物館法改正をふまえて 当館活動のこれまでとこれから

国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館 福江 菜緒子

当館は1982年開館の民芸品と考古資料を主な収藏品とする大学博物館で、大学の一施設として学芸員課程の運営・教育にあたるとともに、学内外に広く展示を公開しています。

2023年施行の改正博物館法では、博物館に求められる事業の新規追加や地域の多様な主体との連携の推進など、制度変更や新たに取り組むべき指針追加がなされました。本稿では改正に際し耳目を集めたデジタル・アーカイブ事業と地域との連携・貢献に焦点をあてて、当館の活動を振り返り、今後を展望します。

デジタル・アーカイブの作成と公開

当館は2023年12月時点で収蔵資料情報データベースは公開していませんが、将来的な収蔵資料情報の公開を視野に置いて、現在収蔵資料のデジタルデータ作成・整備とデータベース構築を進めています。経緯としては、業務効率化の観点から2021年頃より行っていた収蔵品に関する記録（各種台帳、収蔵資料情報カード、資料撮影画像など）のデジタルデータ化をベースに、博物館法改正を受けて将来的な情報公開も目標に追加し、よりリソースを投入して作業を進めています。

作業プランとしては、全体として3～5年程の中期計画と想定して年単位でおおよその作業目標を設定し、館職員と大学生アルバイトを作業員として進めています。2021～2023年度までの大目標は「既存の収蔵資料に関する記録のデジタルデータ化」と「機械判読に適した形への入力データの整備」で、現時点の進捗は資料に関する紙媒体の文書資料はデジタルデータ化（スキャン・入力）がほぼ終了のめどが立ちました。そしてこれからは、紙焼き写真や写真フィルム等のスキャン、過去の撮影画像データの整理等の文書以外の記録を対象として入力等の作業を見込んでいます。今後の課題は文章化されていない共有知の記録作成方法検討、データベース構築後に使用するプラットフォームの選定などがあり、鋭意対策を検討中です。

内製のため作業ペースは早くはありませんが、コレクション構造や日常業務の機微を知る館スタッフによる制作から、未完成の整備済みデータを展示制作作業に活用できたことがありました。今後も情報公開の実施と業務効率化のバランスを勘案しつつ、作業を進めたいと思います。

地域の多様な主体や他博物館との連携

コロナ禍以前は学外からの来館者の方が多く、近隣の小中学校の校外学習や介護施設の団体見学など幅広い年代の利用を受け入れていました。しかし感染症対策での大学構内への学外者立入制限による学内者限定公開時期を経て、制限なく学内外に開館している現在でも以前受入の団体利用がほぼ無く、再びの利用に繋がる施策を実施したく考えています。

また大学所在地である三鷹市とは市内の文化財保護に関連して既に連携を行っており、市内文化振興の担当財団の理事を当館学芸員が務めるほか、当館所蔵の大学構内出土考古資

料の保存・活用や大学構内発掘作業の継続実施のため、市の文化財保護の所掌課とは継続した人的交流を持っています。来年度は市との連携事業として、当館での市所蔵考古資料の特別展開催を企画しています。

加えて近年の新たな連携の取り組みとして、大学が締結する包括連携協定があります。包括連携協定とは、特定の分野や方法に限らず、人的・知的資源の交流や課題解決に向けた継続的で幅広い連携の推進を図る枠組みです。他大学、企業、地方公共団体が主な相手として想定され、本学と同協定を締結している国内地方公共団体は、2023年12月時点で三鷹市・三重県松阪市・愛知県教育委員会です。

中でも三重県松阪市との包括連携協定は、松阪生まれの探検家・松浦武四郎（1818-1888）が造った書斎・一畳敷が本学内に現存するという縁が締結のきっかけでした。学内で一畳敷の保存管理と調査研究を担当する当館と松浦武四郎記念館および松阪市との長年の交流・連携もあり、本協定に基づく連携でも当館は主体として関わっています。研究面での人的交流やシンポジウム共催（2018年）等のイベント協力は締結以後も変わらず継続し、協定を活かした大学研究資源や学生参加を盛り込む新たな取り組みも今後行っていく見込みです。一例として、現在当館が大学内情報科学専攻の教授と共同制作している一畳敷のVRコンテンツを活用し、松浦武四郎記念館をはじめ一畳敷への関心の高い施設・土地での体験ワークショップ開催や講演会開催を企画しています。

また一畳敷と関連して、2023年度には初めて一畳敷の原寸大模型を他館に貸し出しました。保安上の理由から通常時非公開である一畳敷は、実物の維持管理に加えて安全な活用方法を模索しており、その一つとして2018年に原寸大模型を制作、当館内で常設展示しています。この度は松浦武四郎との関連性から国立歴史民俗博物館企画展示「いにしえが、好きっ！～近世好古図録の文化誌～」（2023年3月7日～5月7日開催）への原寸大模型の展示打診を受け、解体・移動が可能という模型の利点を活かして出張展示が実現しました。一畳敷の見学体験希望は国内外から承っており、今後は原寸大模型やVRコンテンツなどを活用し、国内外でより安全に一畳敷の文化的価値を広めるイベントや他館とのコラボレーション企画を行う見込みです。

まとめ

博物館法改正を受けて、当館ではこれまで行ってきた活動について、活動目標を発展させる指針として新たな要素を用いて対応を試みています。今後は改正内容に添った新規企画を起こし、館活動を充実させていきたいです。

また本稿では詳しく触れませんが、博物館相当施設でありかつ大学博物館である当館は、博物館登録制度の見直し・変更に関する今後の動向も非常に注目しています。博物館法改正を受けての業界全体の動向については、他館の試みを知り見分を広めるためにも、より注意深く把握に努めていきたい次第です。

日本獣医生命科学大学附属博物館の取り組み～登録博物館を目指して～

日本獣医生命科学大学附属博物館 石井 奈穂美

当館について

日本獣医生命科学大学附属博物館は、2015年に「附属ワイルドライフ・ミュージアム」の名称で開館した大学附属の博物館である。開館当時の博物館法では、「登録博物館」として認められるためには教育委員会や一般社団・財団法人、宗教法人等が設置した施設であることが要件の一つとなっていた。一方で、同法における「博物館相当施設」は設置主体に制限は無いものの、年間100日以上開館することが要件の一つとなっていた。当館の設置主体は学校法人日本医科大学であり、開館当時の年間開館日数は80日程度であったため、開館から現在に至るまで、博物館法に則った登録・指定を受けていない「博物館類似施設」として活動を続けてきた。

改正博物館法では、学校法人が設置した博物館も登録を受けることができるようになった。当館は2023年4月に館名を「附属博物館」に改称し、獣医・畜産・生命科学の総合博物館として改正博物館法における登録博物館となるべく、日々の活動に取り組んでいる。本稿では、今年度を実施した2つの取り組みを紹介したい。

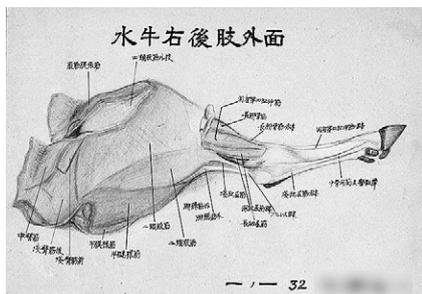
当館の取り組み①：資料のデジタル化

改正博物館法では、博物館の事業の一つに資料のデジタルアーカイブ化が追加された。当館ではこれまでに、大正期に作成された家畜の外科・産科手術の教科書や、昭和初期に作成された本学の営繕にまつわる書類など、獣医畜産学の歴史や本学の歴史に関連した資料のデジタル化を実施してきたが、今年度は、2022年に新たに学内で発見された解剖スケッチのデジタル化を実施した。

本資料は、1941年度に本学の前身校の一つである日本高等獣医学校の1年生が描いた家畜の解剖スケッチ320点を12冊の冊子にまとめたものである。長年にわたり学内の倉庫に放置されており、発見時はホコリや虫卵が付着していたため、資料のドライクリーニングとデジタル化のための撮影を合わせて実施した。

描かれているのは、スイギュウ・ヤギ・ヒツジ・ブタの筋肉・臓器・骨格である。各スケッチは、鉛筆や色鉛筆だけでなくインクやクレヨンと思われるものなど、様々な画材が用いられており、1枚ごとにタイトル、スケッチした筋肉・臓器・骨格の名称、制作者の学年・組・番号・名前が記入されている。

現在でも獣医学教育の現場では解剖スケッチを行うが、基礎的な知識を身につけた2年生が、鉛筆と色鉛筆を使用してスケッチを行うという点が本資料と異なっている。本資料は獣医学教育の変化を示す資料としても、本学の卒業生が残した大学史関連資料としても、貴重なものであると考えて



スキャンしたスケッチの例

いる。

現時点では今回作成したデジタルデータの公開に至っていないが、今後はweb上で画像を公開するほか、デジタルデータを用いてレプリカを作成し、展示に活用することを検討している。

当館の取り組み②：社会連携活動

改正博物館法では、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光などの地域の活力の向上への寄与が努力義務化された。当館では、法改正前の



作業の様子と作品の例

2018年から地域の博物館（武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館（以下、歴史館））との連携事業を実施しており、今年度は連携事業の一環として、武蔵野市教育委員会主催のワークショップ「武蔵野動物観察隊4 野鳥の羽でグッズ作り」の講師役を当館のスタッフが担当した。

このワークショップは市内に在住・在学の中学生をメインターゲットとし、身近な野鳥に親しみを持ってもらうことを目標として実施した。事前に歴史館より「小学生に比べ中学生は自然に関連したイベントへの参加率が低い」との情報を得ていたため、自然に馴染みのない中学生が興味を持てるよう、一般的な自然観察会とは趣向を変えて野鳥の羽を材料にグッズ（ピンブローチ・ハットピン）を作成するという内容にした。

ワークショップ当日は市内から9名の中学生が当館に集まり、スタッフが用意した洗浄済みの野鳥の羽を手に取りながら、身近な5種の野鳥（カラス・ムクドリ・キジバト・ドバト・カワウ）の特徴を学んだ。その後、羽の色や剥製の姿から得たインスピレーションを作品に活かしながら、各自がグッズを作成した。

イベント終了後のアンケートでは、「野鳥の羽はく製を観察してもらいました。関心をもっていただけましたか？」という質問に対し、参加者全員が「はい」と回答し、また、全員から「イベントが楽しかった」との回答があった。グッズ作りを通じて楽しみながら野鳥に親しむという目標が達成できたと考えている。

当館が登録博物館となるための要件を満たすためには、目録や紀要の作成・公開や、館内のバリアフリー化など、多くの課題が残っている。今後は、今回紹介した取り組みを継続するとともに、新たな事業に積極的に取り組み、改正博物館法の下での博物館活動を続けていきたいと考えている。

小平市鈴木遺跡資料館

小平市鈴木遺跡資料館 中野 純

鈴木遺跡資料館とは

小平市鈴木遺跡資料館は、鈴木遺跡の出土品を展示している資料館です。鈴木遺跡は令和3年(2021)3月26日に、国史跡に指定されたため、史跡としての鈴木遺跡を紹介する拠点にもなっています。開館日は水曜・土曜・日曜・祝日です。

本稿では、博物館法の改定について考えるため、鈴木遺跡資料館と史跡鈴木遺跡の整備の両方について、現状と今後の流れについて取り扱います。

施設の現状と現在の活動

鈴木遺跡資料館は、新小金井街道に面していますが、公共交通機関の利用上不便なところにあり、最寄りのバス停から来る方から「資料館が見つげにくい」というご意見をいただくことが多い状況です。そのため、写真1のように、開館日にはのぼりを立てていますが、分かりやすさについては検討の余地がありそうです。



写真1 のぼりを立てた資料館

館内の展示では、デジタルで行われているものは、流している映像がビデオテープからDVDに変換されたものを使っているというだけであり、それ以外は全て実物の展示のみとなっています。インターネット上での施設の紹介としては、小平市と三博協のホームページに掲載されています。

地域の団体との協力は、学校の校外学習や公民館の講座などのへの協力を除くと、これまであまり行われていませんでした。そのような状況のなか、今年度は錦城高校の映画研究部のドキュメンタリー番組作成への協力を行いました。これは全国高等学校総合文化祭放送部門を目指すもので、「郷土の内容を広く全国の生徒に伝える内容」がテーマでした。映画研究部の皆様の努力の結果、東京都大会では準優勝を取られ、来年夏に行われる全国大会への出場が決まっております。

国史跡鈴木遺跡保存活用計画

令和5年3月に策定した計画では、鈴木遺跡資料館を含めた今後の展望について整理されています。その中では今回の博物館法の改正に関わる内容としては、市内や近隣の博物

館・美術館との連携、VR・ARの活用がうたわれています。

特にVR・ARの活用については資料館内と後述する整備された史跡地の両方で行う可能性があります。そのため当然VR・ARで利用するコンテンツを作成する必要があるということになります。これまでの調査実績やその成果物のデジタル化やデジタル・アーカイブ化を行う必要と連動すること考えられるため、今後早い段階での整理を行う必要が出てくると考えられます。

今年度はこれまで実施した発掘調査の報告書の書誌データを奈良文化財研究所の全国遺跡報告総覧に掲載し、検索性の改善を行いました。

史跡地の整備と地域の方々との連携

鈴木遺跡には、今後およそ10年かけて整備を行う予定の史跡指定地があります(鈴木遺跡保存管理等用地)。これまでの展示主体の資料館だけでは、地域の方々との協働の機会は意外と少ない状況でした。史跡地の整備が完成することで、鈴木遺跡資料館と史跡地を合わせた活用ができるようになり、地域の方々、学校や関連団体との連携を通じて鈴木遺跡の正しい理解や関心を深める活動を行いたいと考えています。



写真2 今後整備を行う用地(鈴木遺跡保存管理等用地)

デジタル・アーカイブへの課題と方向性

小平市立図書館では、市内にある平櫛田中彫刻美術館所蔵の平櫛田中の作品を数点3Dデータで公開し、また市内を撮影した貴重な古写真や、数年前に行った市史編さんの成果についても公開されています。

上記のような図書館で行われてきたこれまでの実績を踏まえると、鈴木遺跡資料館が別に新たなアーカイブを立ち上げることは、利用者の利便性という観点では、不都合の方が多くなることが想定されます。MLA(博物館・図書館・文書館)連携ということにもなりますが、デジタル・アーカイブは単独よりも連携の方が利便性は高いものになるのではないかと考えています。

東京都三多摩公立博物館協議会 会員名簿

館名	住所	電話	交通
東村山ふるさと歴史館	東村山市諏訪町 1-6-3	042-396-3800	西武新宿・国分寺・西武園線「東村山駅」西口下車徒歩 8 分
府中市郷土の森博物館	府中市南町 6-32	042-368-7921	京王線・JR 南武線「分倍河原駅」から京王バス「郷土の森総合体育館」行き、「郷土の森正門前」下車すぐ
町田市民文学館ことばらんど	町田市原町田 4-16-17	042-739-3420	小田急線「町田駅」東口から徒歩 12 分/JR 横濱線「町田駅」ターミナル口から徒歩 8 分
町田市立自由民権資料館	町田市野津田町 897	042-734-4508	小田急線・JR 横濱線「町田駅」から町田バスセンター 11 番乗り場発「藤の台団地」「鶴川団地」「鶴川駅」行きバス「市立博物館前」下車徒歩 7 分
青梅市郷土博物館	青梅市駒木町 1-684	0428-23-6859	JR 青梅線「青梅駅」下車徒歩 15 分
調布市郷土博物館	調布市小島町 3-26-2	042-481-7656	京王相模原線「京王多摩川駅」下車徒歩 4 分
瑞穂町郷土資料館 けやき館	瑞穂町大字駒形富士山 316-5	042-568-0634	JR 八高線「箱根ヶ崎駅」下車徒歩 20 分
奥多摩水と緑のふれあい館	西多摩郡奥多摩町原 5	0428-86-2731	JR 青梅線「奥多摩駅」から小河内方面行きバス「奥多摩湖」下車
福生市郷土資料室	福生市大字熊川 850-1	042-530-1120	JR 青梅線「牛浜駅」東口から徒歩 7 分
武蔵村山市立歴史民俗資料館 武蔵村山市立歴史民俗資料館分館	武蔵村山市本町 5-21-1 武蔵村山市大南 3-5-7	042-560-6620 042-566-3977	多摩モノレール「上台北駅」から武蔵村山市内循環バス「かたくりの湯」下車徒歩 1 分 分館：西武拝島線・多摩モノレール「玉川上水駅」から武蔵村山市内循環バス「大南三丁目」下車徒歩 3 分
あきる野市五日市郷土館	あきる野市五日市 920-1	042-596-4069	JR 五日市線「武蔵五日市駅」下車徒歩 17 分
羽村市郷土博物館	羽村市羽 741	042-558-2561	JR 青梅線「羽村駅」西口から徒歩 20 分/JR 青梅線「羽村駅」東口からコミュニティバスはむらん羽村西コース「郷土博物館」下車
清瀬市郷土博物館	清瀬市上清戸 2-6-41	042-493-8585	西武池袋線「清瀬駅」北口から徒歩 10 分/西武池袋線「清瀬駅」北口バス乗り場 1 番から西武バス「郷土博物館入口」下車徒歩 1 分
立川市歴史民俗資料館	立川市富士見町 3-12-34	042-525-0860	JR 中央線「立川駅」南口から新道福島行き・富士見町操車場行きバス「団地西」下車徒歩 5 分/JR 中央線「立川駅」南口から立川駅北口行きバス「農業試験場前」下車徒歩 5 分/JR 青梅線「西立川駅」下車徒歩 20 分
檜原村郷土資料館	西多摩郡檜原村 3221	042-598-0880	JR 五日市線「武蔵五日市駅」から藤倉行きバス「郷土資料館」下車
日野市郷土資料館	日野市程久保 550	042-592-0981	多摩モノレール・京王線「高幡不動駅」から百草団地方面バス「高幡台団地」下車徒歩 5 分/多摩モノレール「程久保」下車徒歩 7 分
日野市立新選組のふるさと歴史館	日野市神明 4-16-1	042-583-5100	JR 中央線「日野駅」から京王バス高幡不動駅行き「日野七小入口」下車徒歩 5 分/京王線・多摩モノレール「高幡不動駅」から京王バス日野駅行き「日野七小入口」下車徒歩 5 分
小金井市文化財センター	小金井市緑町 3-2-37	042-383-1198	JR 中央線「武蔵小金井駅」北口もしくは「東小金井駅」からコババス北東部循環③「小金井公園入口」下車徒歩 5 分
くにたち郷土文化館	国立市谷保 6231	042-576-0211	JR 南武線「矢川駅」下車徒歩 10 分、JR 中央線「国立駅」からバス「国立操車場」行または「国立泉団地」行き「くにたち郷土文化館」下車徒歩 1 分
東大和市立郷土博物館	東大和市奈良橋 1-260-2	042-567-4800	西武拝島線「東大和市駅」から西武バス「イオンモール」行きで「八幡神社」または都営バス「青梅車庫」行きで「八幡神社前」下車徒歩 2 分
パルテノン多摩ミュージアム	多摩市落合 2-35	042-375-1414	京王相模原線・小田急多摩線・多摩モノレール「多摩センター駅」下車徒歩 5 分
東京農工大学科学博物館	小金井市中町 2-24-16	042-388-7163	JR 中央線「東小金井駅」南口から徒歩 9 分
江戸東京たても園	小金井市桜町 3-7-1	042-388-3300	JR 中央線「武蔵小金井駅」北口バス 2 番 3 番停留所からバス「小金井公園西口」下車徒歩 5 分/西武新宿線「花小金井駅」南口より徒歩 5 分「南花小金井」(小金井街道沿い) 停留所から「武蔵小金井駅」行きバス「小金井公園西口」下車徒歩 5 分
たましん歴史・美術館	国立市中 1-9-52	042-574-1360	たましん歴史・美術館：JR 中央線「国立駅」南口前/たましん美術館：JR 中央線「立川駅」北口より徒歩約 6 分
東京都立埋蔵文化財調査センター	多摩市落合 1-14-2	042-373-5296	京王相模原線・小田急多摩線・多摩モノレール「多摩センター駅」下車徒歩 5 ～ 7 分
多摩六都科学館	西東京市芝久保町 5-10-64	042-469-6100	西武新宿線「花小金井駅」北口から徒歩 18 分/西武新宿線「花小金井駅」「田無駅」からはなバス第 4 北ルート「多摩六都科学館」下車すぐ
国立ハンセン病資料館	東村山市青葉町 4-1-13	042-396-2909	西武池袋線「清瀬駅」南口から西武バス「久米川駅北口行」で約 10 分/西武新宿線「久米川駅」北口から西武バス「清瀬駅南口行」で約 20 分(いずれも「ハンセン病資料館」で下車)
コニカミノルタサイエンスドーム (八王子市こども科学館)	八王子市大横町 9-13	042-624-3311	JR 中央線「八王子駅」北口・京王線「京王八王子駅」から西東京バス「みつい台」行き等「サイエンスドーム」下車徒歩 2 分
桑都日本遺産センター 八王子博物館	八王子市子安町 4-7-1 (サザンスカイトワー八王子 3F)	042-622-8939	JR 中央線「八王子駅」南口から駅直結/京王線「京王八王子駅」から徒歩 8 分
東京都立大学 91 年館	八王子市南大沢 1-1	042-677-1111	京王相模原線「南大沢駅」下車徒歩約 5 分
狛江市立古民家園 (むいから民家園)	狛江市元和泉 2-15-5	03-3489-8981	小田急線「狛江駅」または「和泉多摩川駅」から徒歩 10 分/小田急線「狛江駅」北口から「多摩川住宅」行きバスまたは「こまバス」(北回り)で「児童公園」バス停前
武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館	武蔵野市境 5-15-5	0422-53-1811	JR 中央線・西武多摩川線「武蔵境駅」から徒歩 12 分/JR 中央線「武蔵境駅」北口からムーバス境西循環に乗車し、4 番「武蔵野ふるさと歴史館」下車すぐ
帝京大学総合博物館	八王子市大塚 359	042-678-3675	多摩モノレール「大塚・帝京大学駅」下車徒歩 15 分/京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」「高幡不動駅」「多摩センター駅」から京王バス「帝京大学構内」行きに乗車し終点にて下車
国際基督教大学博物館 湯浅八郎記念館	三鷹市大沢 3-10-2	0422-33-3340	JR 中央線「三鷹駅」南口または「武蔵境駅」南口から小田急バス「国際基督教大学」行きにて終点下車/武蔵境駅からタクシーで 10 分
日本獣医生命科学大学付属博物館	武蔵野市境南町 1-7-1	0422-31-4151	JR 中央線・西武多摩川線「武蔵境駅」南口から徒歩 2 分
小平市鈴木遺跡資料館	小平市鈴木町 1-487-1	042-323-2233	西武新宿線「小平駅」南口から西武バス武蔵小金井駅行き、もしくは JR 中央線「武蔵小金井駅」から西武バス小平駅南口行き「回田本通り」下車徒歩 5 分/西武新宿線「花小金井駅」から立川バス「国分寺駅北口」行き「共済住宅」下車徒歩 10 分

東京都三多摩公立博物館協議会会報
ミュージアム多摩 No.45

発行日 2024年3月31日

発行 東京都三多摩公立博物館協議会

2023年度会長 日野市郷土資料館

日野市程久保 550

042-592-0981

編集委員 狛江市立古民家園（むいから民家園） 松下祐三

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 横手夢奈

帝京大学総合博物館 甲田篤郎

国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館 具嶋恵